

★一局複数会制の
早期実現をはかる
★税理士会の
正常化をはかる

第一税協

右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5-18-3
郵便番号113 公認会計士会館ビル
電話(816)3346
発行人 下田友吉(1部 100円)
編集人 岡田一馬(年極 1,000円)
会員の購読料は会費に含む

目次

一頁…東京税理士会役員選挙
無投票当選、動き出す
簡易監査
二頁…歴史考察、税の歴史、
銘語録

東京税理士会役員選挙 無投票当選

「税理士21世紀の会」事実上の勝利

昭和六十年度の東京税理士会役員選挙は、各級役員いずれも定員内立候補で、同会としては珍しく無投票当選となった。これは「税理士21世紀の会」に結集している多くの若い青年・婦人税理士及びこれらに賛同する税理士を擁する「第一税理士協議会、全日本税理士会、日本監査協会等」において諸般

の情勢を勘案し、本年度は投票を必要とする候補はせず二年後、四年後を期して、足腰を強める体制作りと専念するのが最もベターな道と判断したことによる。無投票であったも「税理士21世紀の会」会員及びシンパの当選者が多く名を連ねており、将来に向けての事実上の勝利であると見られてい

る。(立候補順)
 (会長) 服部徹義(副会長) 堀谷芳男、有賀勝将、桑原裕、寺沢隼人、小林陽二(理事) 齋藤坂本英雄、前田勇、堀野貞三(補選) 東信一郎、松本三郎、鈴木清松、布施太昭、矢島昭吾、松村武雄、藤澤富太郎(日本橋) 板橋則雄、山田久男、村岡正毅、石原一嘉宗、橋本久、林義郎、丸野一夫、土居基、柴崎正也、今村秀夫(安井) 徳次、松浦唯夫、三木義之、吉田八郎、長瀬隆美(四谷) 杉林芳夫、松井徳保、榎原誠爾(麻布) 宮川秀武、金子圭賢(小石川) 原謙敬(本郷) 大谷啓郎、佐藤清秀(下谷) 阿部晋、吉川太郎、平川忠雄(浅草) 江口実、藤崎三男、男(品川) 平森正衛、渡辺源郎(目黒) 渡辺克巳(大森) 東実久、斎藤七郎(豊台) 富永源衛(蒲田) 銭塚清明、岩本一志(世田谷) 守屋重夫、岩上肇二(北沢) 大和田勤、杉田正平(玉川) 白井幸夫(目黒) 佐々木智、松本行雄(渋谷) 松田五郎、軍司隆司、中川徹、大江晋也、浅生博介(淀橋) 鈴木忠夫、矢野忠美、斎藤久三郎、尾澤久久、坂内直治(中野) 鈴木雄男、湖東京室、大島剛生(杉並) 石内広義、小林時宗、奥和義(荻窪) 田子珠三、桂田裕(板橋) 高野信子、最相省吾、山田勝章(練馬) 角地弘行、渡辺高美、鈴木和男、土方健次(豊島) 平塚久夫、花田雄、世永明子(王子) 松井勉、石鳥邦俊、狩野信雄(荒川) 荻野弘康、大澤保次郎(足立) 森繁行、水山茂(西新井) 関俊男(本所) 鶴目武志、松井昭(向島) 町山勇造(葛飾) 惣崎和子、橋本秀治(江戸川) 久保田光信、頼野彦二(江東) 栗原安一(江東東) 山川興(青柳) 大竹茂(八王子) 峯尾武志、猪俣敏成、伊藤公穂(町田) 山内鏡哉(立川) 石垣千左夫、小高英治(東村山) 森田 郎、花水治、山中淳、武蔵野、里村忠夫、名取秀男(武蔵野) 遠藤高秀、前田庸夫(監事) (日本橋) 小根山統丸(淀橋) 萩原映太郎(足立) 平井修道(江東) 百瀬澄武(蔵府中) 芝村隆

企業責任の自覚促す好機

中小企業への簡易監査制度の導入を促す商法第三次改正案についての論議が、これから活発化する。法制審議会商法部会法相の諮問機関が今年十月ごろをめどに、改正への試案をまとめる手はずになっているから、簡易監査は中小企業の経営に与える影響するのだろうか。

簡易監査というのは、いまの商法が資本金五億円で上場する負債総額二百億円以上の株式会社だけを、監査を受ける必要のない株式会社の範囲が、現在の資本金五億円で上場する一億円以上一億五千万円以下に拡大され、同時に公認会計士監査が強制されない中小企業についても、一定の規模以上のものは正規の監査に代わる外部の簡易監査を義務づけられることになる。

このため会社の規模に応じて義務と責任を区別し、はつきりさせようという簡易監査の導入は、企業社会の発展に欠かせない条件のようにも思える。しかし、大きな問題もある。それは簡易監査の義務づけが中小企業の負担増につながる点である。簡易監査が実際に導入されると、中小企業のほか公認会計士、税理士など多方面に影響が及ぶだけに、すなわち「結構なこと」とはいかない。

一方、税理士はどうか。簡易監査は職の拡大につながるため、も手をあげて歓迎しているかといえは必ずしもそうではない。日本税理士会連合会は「条件付き賛成」である。これは簡易監査が中小企業の負担増につながる点を考慮したもので、日税連はすでに有限会社は人的色彩を重める会社であり、簡易監査は必要のない同一企業で税務を担当する税理士が簡易監査もできることにする

「などの意見をまとめている。このほか中小企業団体は、負担増などを理由に当然ながら一斉に反対。簡易監査を強制すれば中小企業の手数と経済的負担が増すほか、社会的混乱を招く恐れもある(東京商工会議所)といっている。実際ほとんどの中小企業に対しては、金融機関や取引先企業もその会社の会計処理の適否より、経営者の個人的信用に重きを置いて取引関係を結ぶ例が多いから、簡易監査がどれほどの意味を持つかが疑問がなければない。

このように動きが分かれた最大の理由は、簡易監査導入の方角だけが打ち出されたもので、具体的な内容がほとんど決まっていないから。監査を義務づける企業をどこまでとするかの意味のある監査にするためには、最小限だけのチェックが必要だが、新しく簡易監査を受ける中小企業の負担は—といった細目は、すべて今後の調整事項として残っており、おまけに関係者の間の意見のへだたれは大きい。

動き出す簡易監査 中小企業への波紋

最近の日本経済新聞から転載

それぞれの思惑、調整難航

に、公認会計士が監査法人による監査を義務づけられているのに対し、もう少し規模の小さな企業にも内容を簡略化した形で外部監査を義務づけるもの。もちろん現在の法律でも中小企業に監査役の設置を義務づけてはいるが、特別の資格などを必要としないことから、家族や親類が監査役になるケースが圧倒的に多い。その結果、会社財産と個人財産の区別が不明確になりがちで、公私混同から粉飾決算や所得隠しが生まれる原因にもなっている。簡易監査はこうした

中小企業が新しく簡易監査を導入しようすれば、当然、外部のどこか監査を依頼しなければならぬ。さしあたりは現在の商法で資本金五億円で負債総額二百億円以上の大企業(約五千社)を外部監査している公認会計士が適任となるが、法制審議会商法部会(法相の諮問機関)が昨年打ち出した考え方は、まずこの公認会計士監査を受ける会社を約五千社から一万社まで広げる。さらにそれ以外に約二十万社の小規模企業について、正規の監査に代わる簡易監査を義務づけること

が一案として浮かんでき、とて八千人弱の公認会計士だけの手に負えないのは明らか。そこで簡易監査の場合、監査できる資格を会計士補や四万人以上の税理士などにも与え、事務処理の増大に対応する方法が法務省で検討されているが、コトは公認会計士と税理士の職域とやらんでくるだけに、調整は一朝一夕には進まない。

はじめて日本公認会計士協会。ここでは簡易監査について、「社会的意味があるのかどうか」という観点から疑問を投げかけてい

中小企業にとって気がかりなのは、簡易監査がどんな形になるかという問題ととも、いつから導入されるかということ。導入には当然、商法をはじめとする関連法の改正が必要で、相当の準備をしなければならぬ。いま関係者の間で考えられている今後のスケジュールは次の通りである。

「まだ先の話」といえばその通りだが、問題はそれほだ長では無い。簡易監査がどんな形で導入されるかのカギは、この秋に出される法制審議会商法部会の試案が握られており、しかもこの試案作成に向けて同部会の第一試案(現行法を克服)に読んで問題点を話し合うと

今秋に試案、63年春成立へ

求める。その回答が各団体から最終的に出そろったのが来年の七月前後。これをもちに商法部会は八月ごろから審議を重ねて各方面の意見を調整、六十二年の五月六月をめどに法案の要綱が最終的にまとめられる。そして国会に提出され、順調にいけば六十三年の春に成立する見通しである。

「まだ先の話」といえばその通りだが、問題はそれほだ長ではない。簡易監査がどんな形で導入されるかのカギは、この秋に出される法制審議会商法部会の試案が握られており、しかもこの試案作成に向けて同部会の第一試案(現行法を克服)に読んで問題点を話し合うと

UCHIDA

比べられたし!

●人気の「2001」、5モデルのフルラインで
オフィスコンピュータの価格帯フルレンジに対応。

USAC

2:0:0:1

肉田洋行

電子計算機事業部
本社・東京 千104 東京都中央区新川2-4-7 TEL.03(555)4124

帰るところ、人間が主役だから。

- ◆統合されたハードが違う。
- ◆統合されたソフトが違う。
- ◆統合されたパッケージが違う。
- ◆統合されたネットワークが違う。
- ◆使い勝手が違う。

新しい舞台だ、OAオフィス。

歴史 考察

徳川家臣団

本多正信・正純(一)

1 本多正信の経歴のあらまし
家康の重臣、三河の人、三河に本多は多し、本多忠勝と直接関係はない。天文七年(一五三八)の生まれ、家康より四十七年、家康に最も信頼されて機密に参与し、乱世には軍謀にあたり、治世には国政を掌して「深沈胆略・明察策断」の人とされた。少祿したが幕府の基礎は正信によって固まったとさえいわれる。諷諷に巧み、「百姓は財の余らぬより治めること道なり」と知られる。「本佐藤」の著者とされるが不明。元和三年(一六二二)四月の家康の死を追うように、同年六月没す。七十九歳であった。

正信は奇略をめぐらし、ある武将に兵百人ばかりをつけて木津川に布陣させ、家康を多羅尾の館に入れておいて、急ぎとて返し、間もなく家康殿が来られると触れ、木津川の上下に篝火を焚き防備態勢を固めた。果たして光秀の軍勢はそこへ押し寄せた。その際に服部半蔵に守らせて家康を伊賀伝いに三河に無事帰還せしめた。有名な家康の「伊賀越え」である。「藩翰譜」では、この大功で正信の帰参がなされたように伝えているが、この説だと正信は約二十年間も全国を放浪していたことになる。是よりして、徳川殿の御覽え大方ならす、常に御側に伺候して軍国の儀に与る」と「藩翰譜」にあり、天正十四年(一五六八)五月、正信が五下下佐渡守に叙任されたのだ。



我々は生きていく限り、美味なものを食べ、良き異性にめぐり会ふ財を築き、そして社会的地位に昇っていくことを喜んで営むとして努力を怠らぬ。少しも好むことではないかと思ふのは人情である。それにもかかわらず、このように「好むことを無きにする」といふのは、可憐な手には旅をせよと云ふか、若い時の苦勞を買つてもせよと云ふか、逆境にありながら自ら目標をもって努力したことは忘れ難いものである。こう考へていくと、「好事は無きに如す」といふ言葉は、禅宗の僧侶の言つた言葉だと思ふ。たしかに好むに思ふと普通の人は直ぐ、いい気になって、多少とも傲慢な心を抱くのは世の常である。思ふ人の引き立てで、役職についたときは、当座は恩にきて周りの人に「よく、調子よく、く」と段々といい気になって態度が大きくなっていく。又、周囲も表面は勢いに乗っているものに対しては下手に出ていながら、内心は嫉妬心、競争心のために折あはれ足を引張ろうとして居る。勢い尽きるところいつかは下降線を迎えることになる。

「何んでもない、何んでもない、何んでもない心を常に念すれば身も災も消えはつるなり。」(至道無難師)

税の歴史から

みちのくの旅

上野駅を出た新幹線は、うぐひす谷あたりで地表に出る。設備が新しいせいも、東海道新幹線よりもゆれが少ないような気がする。仙台で仙石線に乗りかえると、塩釜の手前に多賀城の駅がある。ここは古代の遺跡の豊富なところである。まず駅の手前、末の松山がある。平安時代にはこのあたりから松原越し海が見えたといわれ、いくらか高台になっているところの松の木の下に石碑が立っている。芭蕉はここで「末の松山は寺を造りて末松山といふ。松のあいまいな遺原と、羽をわかし板をつらねる契りの木も、終にはかくのごとき悲しきまじりて、塩釜の浦に相聞の鐘を聞く。上奥の細道に書いてある。今の景色もこれとあまり変つてない。百人一首」契りなきなかに袖をほりつつ末の松山波さざりと」とある。

このあたりには賦税として有名なところが集まっている。末の松山のすぐ近くにある沖の石、これは今は風情のある大石がかかっている水の中に横たわっている。地元では沖の井といっている。

野田の玉川は今古跡はあるものの、肝心の川は暗渠となつてしまっている。

この様に歌の名所がこのあたりに集中しているのは何故だろうか。多賀城が太宰府にも比肩すべき東北地方を支配する大規模な地方官庁がおかれた所だ。奈良時代から平安時代の末頃まで政治文化の中心地として人の往来が激しかったからであろうと推察される。

多賀城は次はの様に書かれた碑が立っている。

多賀城 京を去ること二千五百里

蝦夷の國の界を去ること二百一十里

Pentel ROLLY 水性ボールペンでノック式. 軽い書き味に加え、ワンノックで即書き出せる新型水性ボールペン. しかも超極細の0.2mm. 世界一の細さ、筆記線巾0.2mm(水性ボールペン比較)です。手帳等、細かい所への書き込みや小さな文字の筆記に最適です。ノック式水性ボールペン2,000円 ●下:シャープペンシル(0.5mm)2,000円

水性ボールペンでノック式. 男の筆記具 一口一り. ROLLY. ノック式水性ボールペン ダブルノック式シャープペンシル. 〒103 東京都中央区日本橋小町7-2 TEL (03)667-3331(大代表)

★一局複数会制の
早期実現をはかる

★税理士会の
正常化をはかる



右の題字は本会名誉会長岡崎壽士氏揮毫

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5-18-3
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話 (816) 3346
発行人 下田友吉(1部 100円)
編集人 岡田一馬(年極 1,000円)
会員の購読料は会費に含む

目次
一頁…企業会計審議会審議始まる、法制審商法部会も小委員会
二頁…歴史考察、税の歴史、銘語録

企業会計審議会審議始まる

大中小会社
区分立法 まず特別部会小委員会から

蔵相の諮問機関である企業会計審議会(青木茂男会長)が、法務省の要請を受けて、特別部会を設け、今次大中小会社区分立法における中小企業の会計適正化を審議するなかで小規模会社に対する外部「監査」導入の可能性を探ることになった件は本誌三月号に既報した。

そのための特別部会第一回会合は四月十一日に開催され、今後の審議方針及び特別部会の下に小委員会を設置して調査・分析のための作業を行い、その結果を特別部会に報告して同審議会の審議に反映させることが決定された。

審議方針は次の三項目である。
①現行正規の監査の実態及び意義
②現行不正規の監査の実態把握と現行不正規の監査の意義に関する議論の整理
③小規模会社の実態
④小規模会社の経理処理体制等の実態把握
⑤諸外国の小規模会社監査の実態把握
⑥制度面の調査及び運営面の実態調査

小委員会は、この三項目毎のワーキンググループに分かれて、調査・分析のための作業を行う。特別部会のメンバーは次の通りである。

①会長 青木茂男(早大教授)
②委員 中島吉吾(フエリス女学院院長、高島正夫(慶応義塾大学教授、曾田義雄(同)、諸井勝之助(新潟大学教授、森田哲弥(一橋大学教授、中村忠(同)、前田庸(学習院大学教授、志場豊徳(税務情報センター会長、久保田晃日(本経済新聞社社長、村山徳五郎(日本公認会計士協会副会長、西浦保(日本税理士会連合会副会長)。
③臨時委員 武田昌輔(成蹊大学教授、新井清光(早大教授、高田正博(神戸大学教授、佐上井滋三(慶応義塾副社長、錦織達(全国中小企業団体中央会常務理事)。
④幹事 窪内義正(経団連理事部長、宇佐見隆男(法務省民事局第四課長)。
小委員会のメンバーは次の通りである。

△委員 長 新井清光(早大教授)
△委員 長 安藤英義(一橋大学教授、岩原伸作(東大助教授、加古宣士(流通経済大学教授、神田秀樹(学習院大助教授、南光雄(公認会計士、宗村秀夫(同)、和食克雄(同)、佐藤豊夫(税理士、佐藤裕志(同)、寺沢準人(同)。
— 以上いずれも敬称略・順不同。四月二十四日現在。

小委員会の具体的な作業は、△第一グループ「データ、事例」に基づいた現行正規の監査業務内容把握と、△第二グループ「監査の実態及び過去の議論等」に基づき、現行の正規の監査の実態把握と、△第三グループ「小規模会社の内部統制組織の状況に重点を置いた経理処理の体制について実態把握を行う。

△第三グループ「諸外国の小規模会社監査」について制度面、運営面から実態を調査、把握する。こととしており、これら各グループからの作業結果の報告を受けて六月中小委員会としての原案をとりまとめ、七月中小特別部会としての報告書、八月中に企業会計審議会の全体会議に於いて法務省へ回答される見込みである。

小委員会は五月二十三日、六月六日と二回を重なる予定であり、たゞいま、小規模会社の実態把握の場合、大蔵省から四月二十

二日に具体的な検討項目として経理処理体制及び内部統制組織について五十項目に及ぶ質問事項が提出されている。これらに基づき委員それぞれが各会社のサンプルを集めて調査・分析するという形で進められている。

いずれにしても、企業会計審議会の審議結果が、今次商法改正の帰趨に少なからぬ影響を及ぼすと見られるだけに、その検討が各業界から注目されている。

②会計監査人の監査の任意適用。
③一定規模以上の株式会社及び有限会社への会計専門家による一定の「調査」。
等について審議が行われた。その際、公開では、大会社についても登記所で公開があれば新聞等による公告は不要ではないか、というような議論もあった。また、会計監査人の外部「監査」問題に関連して、「監査」という用語を用いることによる誤解を避けるために「検査」という用語を用いるのはどうか、というような意見も出たが、銀行検査と紛らわしくなることを「調査」という用語が出した。

しかし「調査」の語も適当かどうか。任意監査の規定が法律上必要かどうか。「調査」を要求する一定規模及び会社数をどうするか。等についても議論が続いた。

次回の同部会小委員会は、五月二十二日に開催される予定になっており、その間に、準備会において更に細かい点まで掘り下げた問題点の詰めが行われることになっていて、いよいよ改正試案作成への動きはあわただしくなってきた。

現行の通りとする。等が議論されたものである。計算に際しては、①会計監査人の監査の商法特別法二条の基準に相当する有限会社への拡大。

四月三日、衆議院の法務委員会(中野清一委員長、富山一区、自民)では、公認会計士・税理士代表を参考人として、今次商法改正問題に關し懇談会を開いた。

参考人は、日本公認会計士協会から中野清一理事(近畿会)、日税連から塚三郎副委員長、TKCから飯塚毅会長の三人が代表として出席し、意見陳述した。

ただ、この日は従来の参考人陳述に趣きを異にし、参考人の意見と委員の質問の交換を円卓で行うという懇談会形式で進められたため、国会の議事録には記録されていないので、内容の詳細は不明である。

ちなみに税理士会関係の機関紙には大塚委員長の陳述という形で報道されているので、参考までにそれを紹介してみよう。

一、法務省の今回の改正作業については、小規模な株式会社は業務運営の簡素化、合理化には基本的に賛成であるが、必要以上の規制の強化につながる事項は賛成できないので、今後更に慎重に検討されることを望む。

二、わが国経済の発展を支える中小会社に現在以上の負担と過重な規制が行われないよう最大の配慮をお願いしたい。

三、会社の規制の分化については公開・非公開という画一的な基準によって区分する方向には賛成できない。

四、会計監査人による監査強制制の範囲(資本金五億円以上又は負債総額二百億円以上)を拡大する方向には強く反対する。この問題は、既に前回昭和五十六年改正で決着ミの問題である。

五、会計専門家による外部監査については、
①正規の監査とは異なる限定された監査であること。
②社会的に有用な制度であること。
③中小会社にも現実に受け入れ可能な制度であること。
④外部「監査」一人の負担と責任を配慮したものであること。
⑤条件を満たすべく検討を進め第一次検討資料を作成した。これをもちに各方面と協議したい。

と、この大塚委員長の陳述であり、税理士会作成の検討資料なるものは、本誌においてその動きを報じている通りで、国会における審議も次第に活発化する模様である。

売 発 新 覚 感 だ れ や お

世界の童話シリーズ絵柄を、カッターにオンしました。

Forjoy セロテープ
15mm x 5m CT-15DEC

★おむすび
★ピノキオ
★狼グツをはいたネコ
★3匹のこぶた
★ハンゼルとグレーテル
★ジャックと豆の木

おしゃれな飛び柄入り、テープ&カッター。

Forjoy セロテープ
15mm x 5m PCT-15DFD

●ハート ●バラとチヨウ
●鳥とチヨウ ●星
●コビーカッパ ●ポニー

キミのハートに、ワンポイントメッセージ。

Forjoy アートステッカー
15mm x 5m CT-15DEC

●メッセージステッカー ●人文字ステッカー
●花文字ステッカー ●パターンステッカー
●ブツステッカー ●インディアンステッカー

ヨーロッパからやってきた。

JOY 絵柄30種
ジョイシール SEAL

ニチバン株式会社
東京支店：〒103 東京都中央区日本橋本町2-2 小津ビル TEL (03)666-3101
本社：〒102 東京都千代田区九段南2丁目2番4号 TEL (03)263-0151(大代表)
札幌支店：〒060 札幌市中央区北5条西6-2 札幌ビル
仙台支店：〒983 仙台市幸町3-11-3 第1小西ビル
大宮支店：〒330 大宮市宮原町3-147
新潟出張所：〒950 新潟市米山35 丸信ビル
横浜支店：〒221 横浜市神奈川区金港町3-3 第9大塚ビル
名古屋支店：〒460 名古屋市中区栄5-26-39 タカヤマ名古屋ビル
金沢支店：〒920 金沢市問屋町1-93
京都支店：〒601 京都市南区唐橋川久保町29 大佐ビル
大阪支店：〒541 大阪市東区道修町2-19-1 山口ビル
神戸支店：〒650 神戸市中央区北長狭通4-7-32 兵庫県ゴム会館
広島支店：〒733 広島市西区観音本町2-7-21 兼光ビル
高松支店：〒760 高松市中央町17-26
福岡支店：〒810 福岡市中央区薬院2-17-22
☎(011)231-2310(代) ☎(022)97-2155(代) ☎(048)66-7495(代) ☎(0252)46-3261(代) ☎(045)453-3151(代) ☎(052)261-1441(代) ☎(0762)38-0801(代)
☎(075)681-1781(代) ☎(06)203-5631(代) ☎(078)392-1206(代) ☎(0822)91-7497(代) ☎(0878)61-8661(代) ☎(092)771-4852(代)

歴史 考察

徳川家臣団

本多正信・正純(二)

6 正信の忠誠は絶対者への帰依の忠誠心は人後に落ちないわけだが、正信のそれは信仰であつた。というのは、前述したように正信は、一揆鎮圧後も素直に帰順せず、京都から加賀と遍歴してまゝ宗教上の絶対者へ帰依するといふ情熱の持主であつた。したがって彼は絶対者へ帰依しなければ生きられない人間で、家康は帰順してからは家康がその「代償」であつた。フロイトの「代償」の戦國版であつて、秩序一辺倒で道理よりも上意を優先させた家康にとつては、正信の忠誠心とその知謀は絶対者のものであつたのである。正信は、子正純に「われでこ暗愚にして、一旦若年のころ無分別をいたし、ご勘気なすむしりしと、ご慈悲にてまを召田され、有難く二心なくご奉公を勤め、不肖の身にたゞ口真似したし、首尾よく勤めたり。第一、心底書をなすべからず、不忠の頂上は毒より外はなし、万事へりたりは行儀を慎み候へ。位階職分は身より引下げてつしむと云々」と諭し、忠告一途に家康に仕えたのだが、正純は父親と同じくはなかつた。7 きめのこまかい正信の知謀もよりの正信の知謀そのものも人心の機微をつかた綿密なもので、家康好むのもであつた。慶長八年(一六〇三)二月の幕府開設後は奉行衆の一人として活躍したが、参勤交代のため地方大名の家臣が江戸に詰めはじめると行儀を乱し、遊興をたぐはうことが起きた。家康は厳重に取締しようにと命じた。正信はそれに対し「殿、このままでよいのです。江戸に出府してゐる者は二つの態度があり、一つは威光に恐れず、帰伏してゐる者ですが、もう一つは大江戸で楽しんでゐる者で、悪所通いを禁止したりすれば、江戸へ出て面白くないと参勤交代政策がとらせられるおそれがあります。また、殿が厳しくおやりになつてしまつたら、一代様以下が散りかたがなくなつ

て威光が薄くなり、取締りは時間がかかり、じつじつと真綿で首を締めようとするのがよいのです」と進言している。家康は「お前は臆病者のよ。したか余もそうぞう。気に入らぬ」と大笑したといわれる。あるいはまた、家康と正信が如何に呼あつてゐたかは、正信の此責の仕方にも伺われる。ある日家康は、近習の過失に激怒して「何事ぞいひますか」と正信が問に入つた。家康は口から泡を吹きながら「こいつはこれこれのこをこでこしたのじや」と言ふ。すると正信は顔色を萎え、「殿のお怒りはまことにご尤もです。それは何なる馬鹿なことを致したのじや。あのことなふらちぢぢぢ」と家康よりも激しく叱りつけた。正信といふは家康でさえ目頭老相(おやじ殿)と呼んでゐるほどの人物だから、その近習は恐れおののいてたすら平伏がわるくなつて、苦笑するほどであつた。その家康を見まわしてから正信は語調をあらため、「いいい。それは叱られてゐると思つてはならぬぞ。これはお前達への殿の難いご訓示なのだ。お前達を立派に育てようとお心以外の何ものでもないことを肝に銘じておれ。そのお前は、あの合戦であの手柄をたてたし、祖父はあの城攻めでの忠義があり殿がお忘れのことはないのじや。それを思はば、今お叱りを受けたにしても落胆する必要はない。心して勤めることを。何じや、殿が大を出されて喉が乾いておられるのにお茶を差上げておらぬはなつか。さ、すぐ致せ」と諭した。苦笑しつつ茶を喫しはじめた家康の怒りはいつしか静まつた。万事ごの調子で、正信在世中は、家康の御前を退けられたり、閉門を命ぜられる者はなかつた。明良洪範「武將感状記」等に見えてゐる。8 近く大坂の陣への布石

かはい立てしながら、極めて抜目のない下心があつたといふ見方もある。正信は、青山忠成、内藤清成と共に既に慶長六年十二月、関東総奉行、江戸町奉行を兼役していたのだが、慶長十年四月、秀忠が二代將軍となると、家康の意志を代弁する後見人として秀忠を補弼した。上総国東金(現千葉県東金市)に家康の御鷹場があつた。当然家康以外の者は禁猟区で、野鳥がはびこり農民に被害が出て農民が訴へた。慶長十一年一月、青山と内藤は領主に命じて鷹をかける鳥を捕らせた。そこへ家康が来たり、彼は激怒した。「誰の命令じや。馬鹿者めが」青山・内藤の命とわかる。「二人がそんな大それた命令を出すわけがない。さだめし將軍が命じたものであつた」と、江戸の秀忠の下に使者を出した。驚いた秀忠は、家康の愛妾阿茶の肩にとりなして賣おこしにかけたが、家康は高を引見もしない。仕方なく秀忠は青山と内藤の役儀を召し上げ、切腹させよと正信にはかけた。正信は「おそく家康に自通つた。」「また何事じや、この寒いのじや」と家康は言つた。正信は「某御多生の傍にお仕えしておりますのに何のお咎めにてか若殿に付けさせられ忠成・清成と共に忠義に励んでおりますが、両名ははたし大御所の御意に叛いたとて切腹させられようとしてゐます。某もつ腹を召されるかはかり知れず、何卒再び殿のお傍へお戻し下さりませ」と願ひ出た。家康は「なんでまた急に」といふが、正信は秀忠が家康を恐れはかたつてゐる事情を述べ、「あんな細細事で切腹では、某のようには遠慮なく諷言してゐる者は切腹せよか申判しにでもされるのではないかと心配で心配で」と言つたので、家康は正信の意を察し、秀忠、青山、内藤の罪を許したといふ。ところが、秀忠は青山、内藤の閉門は許すが役職は免ぜられたまはつたので、この事件は正信

が二人のライバルを陥れ、自己の地位を不動たらしめるための謀略ではなかつたかといふ見方も存するわけである。しかし家康が江戸から駿府に移つたのはこれから間もなくで、この事件は、江戸と駿府の二元政治での駿府からの遠隔操作のための布石と見るほうがむしろ正信を評する見方にふさわしい。呼吸の合った家康と正信という名優の演出・演技であつた。それは大久保長安事件にも見ることが出来る。慶長十八年四月に長安は死んだが、彼は佐渡・石見・伊豆などの金山銀山開鑿に功があり老中にまで昇つた。が死後不正が暴かれ謀叛の疑ひも出て、遺子七人に切腹が命ぜられ、累が長安の庇護者大久保忠隣にまで及んだ。この裏にも正信・正純父子の陰謀があつたといわれ、これにより駿府の家康派が江戸の秀忠派を確実に統制下においてゐる。やがて始まる大坂の陣に備へての家康の独裁権強化と内閣統制の一体化に成功したのである。(税理士 今村秀夫)

銘語録

自り意識せざる悪事は、厄介至極な嫉妬心である。
谷沢永一 百言百話

税の歴史から

伊達政宗

戦国時代の武将の中には、すて切米を引き替へる手形で渡ささまじい環境におかれながら、行所、給地の指定を受けず、知た者が多い。例へば伊達政宗は、公定の年貢率にあつた米を、領主の倉庫に貯蔵した米穀を蔵米といひ、蔵米の落札人が米商に発行した切手を蔵米切手といふ。政宗は、多くの藩は江戸時代中期に

出羽山形の城主最上義光の妹、義姫は米沢の伊達輝宗の所にこし入れ、政宗、小次郎の二人をもうけた。政宗と義光との対立が激しくなつたとき、義姫を嫁にせよといふ時、両軍が展開してゐる國境の山に、義姫が乗馬しつゝ、動こうとせず、ようやく和解を成立させた事であつた。政宗が小田原参陣を決意して母親に挨拶に行つた時、弟を立てようとした母親は毒を飲まされた。解毒薬で生命をとりもたせた政宗は思ひきつて弟を殺した。その為参陣の出陣をじかた政宗は改めて出陣し、戦国武将から近世大名へと転換して行く。

こういう様な経緯があつたか、仙台藩は十三万石、つまり加賀や薩摩よりも石高は少なかったが、家臣の数は多く、大名中第一位であつたといふ。これらの家臣には給与が支払われるわけであるが、給与の支給方法は次の三種があつた。①地知行(地高と同じ石高の一定の土地を指定して、その領主権を分与したもので、その土地を知行所とか給地といふ)。また知行所を有する人を知行取といふ。②切米扶持(春、夏、冬十月に期限をきつて支給された扶持米。切米手形といふ

戦国時代の武將の中には、すて切米を引き替へる手形で渡ささまじい環境におかれながら、行所、給地の指定を受けず、知た者が多い。例へば伊達政宗は、公定の年貢率にあつた米を、領主の倉庫に貯蔵した米穀を蔵米といひ、蔵米の落札人が米商に発行した切手を蔵米切手といふ。政宗は、多くの藩は江戸時代中期に



- 本社 千120 東京都足立区柳原1-35-4 TEL.03-882-8164代
- 大阪営業所 千581 大阪府八尾市新家町1-15-3 TEL.0729-97-8455
- 名古屋営業所 千465 名古屋市中東区よもぎ台3-219 TEL.052-773-8551
- 札幌営業所 千003 札幌市白石区本通り4丁目南1-10 TEL.011-864-5125
- 福岡営業所 千812 福岡市博多区吉塚3-2-22 TEL.092-611-7158



東洋紙工株式会社

★一局複数会制の

早期実現をはかる

★税理士会の

正常化をはかる

右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫



発行所

第一税理士協議会

東京都文京区本郷5-18-3

郵便番号113 公認会計士会館ビル

電話(816)3346

発行人 下田友吉(1部 100円)

編集人 岡田一馬(年極 1,000円)

会員の購読料は会費を含む

目次

- 一頁…第17回定期総会報告、企業会計審議会報告公表される、研修会報告
- 二頁…「小規模会社に対する外部監査にかかる実態調査報告」(抜萃)
- 三頁…歴史考察、税の歴史、銘語録
- 四頁…暑中見舞名刺広告

新しい前進の方途をさぐる

第一税理士協議会第十七回総会

全議案、原案どおり承認可決
新役員は全員留任、新らしく
浅井、岸本、田中副会長選任

六月二十日(木)、第一税理士協議会第十七回定期総会が開催された。司会の岡田一馬副会長から成立宣言があり、松本正輝副会長が、「お忙しいところ、出席頂きまして有難うございます。任意団体が十七回の総会を迎えるというところはなかなか大変なことです。商法改正案で重要な年に遭遇しており、十分な審議を行って総会を意義あらしめよう」と開会の辞を述べ、開会した。

物故者に敬意を述べ、浅井、岸本、田中副会長が会長に選任された。浅井は「一年経ったが、一會長に就任して一年経ったが、あまり活発とはいえない。いつもこの協力のほど有難うございます。岩崎副会長をはじめ第一税協には有力者の物故があり、戦力がそがれた。税理士会の役員選挙も無投票で、あまり活動できなかった。税理士21世紀の会も未だ組織づくりの段階であるが、若手税理士に期待されているので、何らかの活動をしたいと思っている。雌伏一年、新年度こそ、活発にしたい」と述べた。

来賓挨拶に立った岡田副会長は「特別税務部会九百名は、協会内部のいわゆる税理士法附則第37項適用者組織として活躍しています。お互いに協力し合い、発展を図って行きたい」と述べた。

議事に入り、会則により下田会長が議長に就き、議事録署名人

六月二十日(木)、第一税理士協議会第十七回定期総会が開催された。司会の岡田一馬副会長から成立宣言があり、松本正輝副会長が、「お忙しいところ、出席頂きまして有難うございます。任意団体が十七回の総会を迎えるというところはなかなか大変なことです。商法改正案で重要な年に遭遇しており、十分な審議を行って総会を意義あらしめよう」と開会の辞を述べ、開会した。

物故者に敬意を述べ、浅井、岸本、田中副会長が会長に選任された。浅井は「一年経ったが、一會長に就任して一年経ったが、あまり活発とはいえない。いつもこの協力のほど有難うございます。岩崎副会長をはじめ第一税協には有力者の物故があり、戦力がそがれた。税理士会の役員選挙も無投票で、あまり活動できなかった。税理士21世紀の会も未だ組織づくりの段階であるが、若手税理士に期待されているので、何らかの活動をしたいと思っている。雌伏一年、新年度こそ、活発にしたい」と述べた。

来賓挨拶に立った岡田副会長は「特別税務部会九百名は、協会内部のいわゆる税理士法附則第37項適用者組織として活躍しています。お互いに協力し合い、発展を図って行きたい」と述べた。

議事に入り、会則により下田会長が議長に就き、議事録署名人

六月二十日(木)、第一税理士協議会第十七回定期総会が開催された。司会の岡田一馬副会長から成立宣言があり、松本正輝副会長が、「お忙しいところ、出席頂きまして有難うございます。任意団体が十七回の総会を迎えるというところはなかなか大変なことです。商法改正案で重要な年に遭遇しており、十分な審議を行って総会を意義あらしめよう」と開会の辞を述べ、開会した。

物故者に敬意を述べ、浅井、岸本、田中副会長が会長に選任された。浅井は「一年経ったが、一會長に就任して一年経ったが、あまり活発とはいえない。いつもこの協力のほど有難うございます。岩崎副会長をはじめ第一税協には有力者の物故があり、戦力がそがれた。税理士会の役員選挙も無投票で、あまり活動できなかった。税理士21世紀の会も未だ組織づくりの段階であるが、若手税理士に期待されているので、何らかの活動をしたいと思っている。雌伏一年、新年度こそ、活発にしたい」と述べた。

来賓挨拶に立った岡田副会長は「特別税務部会九百名は、協会内部のいわゆる税理士法附則第37項適用者組織として活躍しています。お互いに協力し合い、発展を図って行きたい」と述べた。

議事に入り、会則により下田会長が議長に就き、議事録署名人

企業会計審議会報告公表される

簡易監査制度導入問題更に広般な議論へ

企業会計審議会(蔵相の諮問機関、会長青木茂男大教授)は七月二十九日(七月十八日付)の小規模会社に対する外部監査にかかわる実態調査報告と題する同審議会特別報告を公表した。(二) 一面に同報告を掲載し、(一) 詳細は日本公認会計士協会機関誌「JICP NEWS」(会計ジャーナル参照)

ご高承のように同特別報告は、中小企業の会計適正化を審議するなかで小規模会社に対する簡易監査制度導入問題を検討して頂きたいとする法務省の要請を受けた企業会計審議会内に設けられた専門機関であった。そこで同特別報告は更なる小委員会を設け、三つのワーキンググループに分かれ、①現行法規の監査の実態及び意見、②小規模会社の実態、③諸外国の小規模会社監査の実態という審議方針につき、鋭意、調査、分析していたものを慎重に取組み、企業会計審議会の名において公表、法務省への回答としたものである。

同報告書は、実態の客観的事実や論点が述べられているだけで、「かくあるべし」とするものではない。内容は、第一、第二章小規模会社の経理処理の実態、第三章諸外国の監査制度の実態より成っている。第一章は、現行正規監査の監査計画や日数、時間、経緯を、実態が紹介され、正規監査をあらためて確認している。第二章は、内部統制組織の不十分な小規模会社の実態調査結果が簡潔に述べられている。この点で日本経済新聞は「パーセンテージの数字を上げて報道している。第三章は、英国、西独及び米国においても本来は簡易監査制度はなく、あっても任意の監査であり、米国のレビューやコンプレクションも監査ではない旨が表明されている。終章において、小規模会社の内部統制が不十分であること及び米国・西独・米国内においても小規模監査は存在しないことが結論になっている。

前出日本経済新聞は、「これに對して今後、法制審では①帳簿が取引実態を正確に反映していること、②の承認書を会社から会計専門家へ提出させること、③の承認書が内部のチェック体制を調べるなどの案が話し合われるとみられるが、「これらの案をもちろねに、そのうちどれか一つ、二つ、三つ、四つ、五つ、六つ、七つ、八つ、九つ、十つ、十一つ、十二つ、十三つ、十四つ、十五つ、十六つ、十七つ、十八つ、十九つ、二十つ、二十一つ、二十二つ、二十三つ、二十四つ、二十五つ、二十六つ、二十七つ、二十八つ、二十九つ、三十つ、三十一つ、三十二つ、三十三つ、三十四つ、三十五つ、三十六つ、三十七つ、三十八つ、三十九つ、四十つ、四十一つ、四十二つ、四十三つ、四十四つ、四十五つ、四十六つ、四十七つ、四十八つ、四十九つ、五十つ、五十一つ、五十二つ、五十三つ、五十四つ、五十五つ、五十六つ、五十七つ、五十八つ、五十九つ、六十つ、六十一つ、六十二つ、六十三つ、六十四つ、六十五つ、六十六つ、六十七つ、六十八つ、六十九つ、七十つ、七十一つ、七十二つ、七十三つ、七十四つ、七十五つ、七十六つ、七十七つ、七十八つ、七十九つ、八十つ、八十一つ、八十二つ、八十三つ、八十四つ、八十五つ、八十六つ、八十七つ、八十八つ、八十九つ、九十つ、九十一つ、九十二つ、九十三つ、九十四つ、九十五つ、九十六つ、九十七つ、九十八つ、九十九つ、百つ」と述べた。

借地権課税研修会大盛会



「懇親は活発に終始した。大小会区分問題を考えると心配だが、明らかに健康に留意しよう」との三輪三郎副会長の閉会の辞を以て、第一税理士協議会新年度第二年度の第十七回定期総会を終了した。

懇親会も活発な話題
 場所を替えての恒例の総会後懇親会も、大小会区分問題を活発な話題に終始し、また、例年より遅参した藤井豊三日本公認会計士協会税務担当理事の挨拶を頂いたあと、新しく同協理事に当選した兼山氏と石原光夫氏が決意発表した。

本会主催・渡辺淑夫氏講師の「実務に役立つ、最近の借地権課税(法人税、所得税、相続税)と贈与税(含む)実例研修会」は、六月二十九日(土)に開催され、三百名以上が参加した大盛況であった。これは、借地権課税が、法人税、所得税、相続税、贈与税を含むのすべてにまたがる複雑性を有して問題点が多岐にわたる実務家が日頃頭をかかえていること、さらに法人税基本通達の一環として借地権課税の新しい取扱いが公表され、更に相続税法上の整合性に係る通達改正が近々発表されることから多数の参加が見られたことと思われる。

研修内容は、借地権課税のありましと沿革、借地権の設定をめぐる課税関係、借地権の譲渡・転貸をめぐる課税関係、借地権の更新・更改をめぐる課税関係、借地権の返還をめぐる課税関係、相続税・贈与税の借地権の評価、個人間の土地の使用貸借等を中心に、テキストとして渡辺講師の著「借地権課税実務事典」を使用し、いっしょに議論がなされた。会場からは「この確認書を会社から会計専門家に提出させること、承認書が内部のチェック体制を調べる」と述べた。

NIKKA WHISKY

原酒100% ニッカピュアモルト

500ml 2,500円 (税別)



モルトがおいしいと、
 ウイスキーもおいしい
 という、近頃もつともな話題。

この商品は限定生産品です。

「小規模会社に対する外部監査にかかる実態調査報告」(抜萃)

昭和六十年七月一八日
企業会計審議会特別部会

第二章 小規模会社の経理処理等の実態

現在、正規監査を適用されていない小規模会社の経理処理及び内部統制組織の状況を明らかにするために、行った調査結果は、大要次の通りである。

第一節 経理処理の状況

経理処理については、一般的事項、損益計算書・貸借対照表関係の個別勘定科目、決算関係等について調査した。

(1) 経理処理に関する一般的事項をみると、主要な会計帳簿の整備及び月次試算表の作成は、調査対象会社ではほぼ共通して行われている。

(2) 損益計算書関係の個別勘定科目をみると、実現主義による売上高の計上及び発生主義による販売費・一般管理費の計上は調査対象会社で共通して行われている。売上・購買に関する証憑書類が整備されている会社はこれより少ないが、調査対象会社なかでは規模の大きい会社ほど整備されている。

(3) 貸借対照表関係の個別勘定科目をみると以下の通りである。

① 実地棚卸については調査対象会社において共通して行われている。その実施時期は決算期末のみである会社は比較的多く、規模の小さい会社ほどこの傾向にある。また、帳簿棚卸及びその実地棚卸との照合は、調査対象会社なか

第三章 諸外国の監査制度の実態

第一節 英国

(1) (2)は省略

(3) 最近の状況

前述の会社法による法定監査を受けている会社は、公開会社約五〇〇〇社、私会社約八五万社といわれている。なお、公開会社とは、公開会社として登記された最低額資本(五万ポンド)等の規定を遵守している有限責任株式会社又は有限責任保証会社である。また、会計監査役たり得る各団体の会員は約二万人、このうち職業会計人は約三万人といわれている。

なお、小規模会社に対する監査については、次のような論議等がみられる。

① 小規模会社といえども決算書類について監査が行われることは、会社経営に携わらない株主、取締役、金融機関等にとって重要であるとする意見がある一方、小規模会社においては株式の全部又は大部分を経営者が所有している場合が多く、また取引関係も一般に少ないので、そのような監査はあまり意味がないとする意見もある。

② 小規模会社に監査を適用する上での問題点として、次のような

第二節 内部統制組織の状況

(1) 株主取締役に関する事項については、代表取締役一族の持株が実質上五〇%を超える会社が調査対象会社の過半数を占めている。

第二節 西独

(1)は省略

(2) 経済監査士制度

経済監査士の職務、試験制度、職業組織等経済監査士制度の内容は、経済監査士法において定められている。

れる会社は、調査対象会社の規模の大小に関係なく少なからず存在している。

(2) 権限の委譲等については定めた規程の存在する会社は多くない。重要書類及び手形・小切手の管理を一定の方式により行っている会社は比較的多く、規模の大きい会社ほどこれを認めている。

(3) 会計記録の保管が現金出納簿及び債権・債務の管理を兼務して行っている会社は、重要な財産の譲渡・購入等の取締役会による承認は、調査対象会社なかでは比較的多くの会社で行われている。引当金の設定については共通して税法基準により行われている。充分な額の引当金を継続的に計上している会社は多いが、調査対象会社なかでは規模の大きい会社ほど行われている。

なお、監査役が社内から選任されている会社は多くない。

第三節 米国

経済監査士の職務内容は、監査証明業務、税務業務及び経営サービス業務である。経済監査士となるためには、所定の試験に合格しなければならず、またその受験資格として一定の学歴と実務従事経験が必要とされている。なお、その自治組織として経済監査士会議がある。

(3) 経済監査士による任意の監査

株式法及び開示法に基づく経済監査士による監査義務を負わない有限会社等が、任意の契約により経済監査士による監査を受けている。この場合には、法定監査と全く同じ手続が適用され、その効果も同一であるといわれている。このような任意監査は、社会一般に対する開示を目的として行われているものではなく、ある程度以上の規模の有限会社においては、出資者及び関係会社の数も多く経営の公正を期する必要があること、金融機関からの借入に際して監査報告書の提示を求められることが多いこと等の事由により行われている。

(4) 最近の状況

西独の株式会社数は約二、〇〇〇社あり、また開示法適用対象企業は約五〇〇社あるといわれている。また、最近調査したところによれば、経済監査士は約四、〇〇〇人、経済監査会社は約八〇〇社存在する。

なお、以上のような経済監査士の監査を受けていない有限会社等が、例えば金融機関等からの融資に際しての要求に基づき、関与している税理士等によりその決算書の作成について一定の保証を受けることが、当事者間の任意の契約により行われている。

また、E.C.第四号指令(注)に於いて国内化法案が、現在、議会で審議中である。開示及び法定監査義務を負う有限会社の範囲がかなり拡大される見込みであるが、その具体的基準等は現時点ではなお流動的であるといわれている。

終章

(1) 我が国における現行正規監査は、内部統制組織が整備されている会社に対し長い経験の蓄積の結果形成された監査手続を適用することにより、公表財務諸表の正確性・適正性を担保するための制度として、歴史的に形成されてきたものである。

(2) 正規監査を受けていない小規模会社については、経理処理及び内部統制組織の状況を調査した結果では、経理処理に関する基本的な事項については問題はないと判断されるが、内部統制組織の整備状況については全般的に充分ではない。また、会社規模等による差異がみられる。

(3) 英国、西独及び米国においては、財務内容の開示に関して法定監査が行われている。英国では、会社法上すべての会社に対して法定監査が義務づけられているが、適用される監査手続は会社の規模等に関係なく同様である。もっとも、小規模会社については内部統制組織等の未整備による監査の困難性も指摘されている。

西独及び米国では、財務内容開示にかかる法定監査のほか、金融機関からの融資等の目的のため、法定監査義務を負わない小規模の会社に対しても会計士による監査(任意監査)が行われている。また、米国では同様の目的のため監査以外にレビュー等が行われている。

経済監査士の職務内容は、監査証明業務、税務業務及び経営サービス業務である。経済監査士となるためには、所定の試験に合格しなければならず、またその受験資格として一定の学歴と実務従事経験が必要とされている。なお、その自治組織として経済監査士会議がある。

(3) 経済監査士による任意の監査

株式法及び開示法に基づく経済監査士による監査義務を負わない有限会社等が、任意の契約により経済監査士による監査を受けている。この場合には、法定監査と全く同じ手続が適用され、その効果も同一であるといわれている。このような任意監査は、社会一般に対する開示を目的として行われているものではなく、ある程度以上の規模の有限会社においては、出資者及び関係会社の数も多く経営の公正を期する必要があること、金融機関からの借入に際して監査報告書の提示を求められることが多いこと等の事由により行われている。

(4) 最近の状況

現在、一九三四年法の継続開示会社は約九、〇〇〇社あり、そのうち上場会社は約三、〇〇〇社であるといわれている。

また、米国公認会計士協会の会員は約二〇万人といわれているが、そのうち公認会計士としての

整理できると、仕事もできる。

リンクファイル

金具はテコの操作だけでロックができます。ショックでリンクが開くのを防ぐので書類の抜け落ちはありません。



機能を集める。機能に徹する。

見やすい。1. リング式金具。

スムーズに書類の閲覧ができます。途中からの書類のさしかえが自由にできます。金具の開閉はワンタッチ操作。

分類しやすい。2. デジタル記号の背見出し。

ファイルの分類はデジタル記号でシステム化できます。正確で読みやすい数字やアルファベットによる、CD分類システムが簡単にできます。デジタル記号は、数字とアルファベットの両方にご利用いただけます。

強い。3. 丈夫な仕上げ。

厚みを増したビニールペーパーの表紙。見返しは耐折性にすぐれた特殊紙を使用。

使いやすい。4. 多彩な用途。

リヒトの他ファイルサブライズとのドッキングが可能。P.P.クリヤーポケット(DX)、カラーインデックスなど。●A4のキャビネットに入ります。

品番	規格	収容枚数	標準価格
F-812-2	B5・2穴	100枚	870円
F-822-2	B5・2穴	200枚	880円
F-817-2	A4・2穴	100枚	900円
F-817-4	A4・4穴	100枚	940円
F-827-2	A4・2穴	200枚	940円
F-827-4	A4・4穴	200枚	980円

●カラーは全て藍です。

リヒト産業株式会社

本社 千540 大阪市東区東人橋1丁目3 ☎(06)942-2361
 東京支店 千103 東京都中央区日本橋浜町1丁目6番6号 ☎(03)862-6911
 支店 札幌・仙台・静岡・名古屋・広島・高松・福岡

歴史 考察

閑話休題 大脳生理学からみた女性分析

徳川家臣団の本多正信・正純の項を連載中であるが、吉川英治より閑話休題を試み、息抜きすることをお許し頂きたい。

1 男女の判断の相違

物事を判断するとき、男性は客観的視野でどうしたらよいかとかポイントは何かという思考をするが、女性の場合は直感的、感情的のため好き嫌いが優先する。

2 美に対する自己維持本能が強い

女性の美に対する本能の強さとは神代の時代から、美しくありたい、美しいものを身につけたい、という点を男子よりも重視して置く必要がある。女性はこの本能を傷つけるような言動をしたらすべての話はかたわりで済む。

3 女性の生きるための最大のポイント

愛する夫、愛する人、自分の分身である子供の為に生きることがそのポイントである。自分の好きな男のために、この男が不良であっても、公金を横領して銀行員は代表的のものである。これは悪いほうの側であるが、子供のために自分の生命をも犠牲にすることもあつた。

4 母親としての女性の偉大さ

父親が放蕩無頼であっても、母親がしっかり者であれば多くの場合子供は健全に育つものである。古来如何に貧困の家庭であっても、母親の豊かな愛情の下で、幼少期、少年期を過ごした子供は、人間形成の基礎となる健全な思想を大脳皮質に植えつけられるものである。

5 竹中半兵衛の妹に与えた言葉

豊臣秀吉の軍師竹中半兵衛重治は別項で述べたように、全精力を豊臣秀吉の戦術に捧げ、三十六歳の若さで中国道の戦陣に没した日本史の中で最高の名謀略家であるが、生来の病弱のため妻帯しなかった人であり、妹を愛した。その妹に与えた言葉として、次のようなものがある。

6 むすむす

戦後、女性の大幅な拡大といふか、女性が強くなったこと、また中絶がもたらした影響は、道徳的・精神的に世の男性を恐れさせていた。人類が男と女で成り立っている以上、どちらが上か下かという議論はおかしいと思ふ。

このかに暗い影が残り、ヒガミとか被害者意識が強い性格になり勝ちである。竹中半兵衛の妹に与えた言葉は別項で述べたように、全精力を豊臣秀吉の戦術に捧げ、三十六歳の若さで中国道の戦陣に没した日本史の中で最高の名謀略家であるが、生来の病弱のため妻帯しなかった人であり、妹を愛した。その妹に与えた言葉として、次のようなものがある。



動物には言葉がないが、人間は言葉をつかて意思の伝達をはかる。この動物と人間の最大の相違である。又、言葉には勉強をした。行動を促すための思考の手段としての機能もある。さらには意外に気のついていないこと、大切なことに同一性の確認(ふらふら)は大きなことがある。これはふらふらとくたぐいと、お互いに挨拶したり、声をかけあったりする。この気持ちが通じあうことが、この世の大切なことである。

動物には言葉がないが、人間は言葉をつかて意思の伝達をはかる。この動物と人間の最大の相違である。又、言葉には勉強をした。行動を促すための思考の手段としての機能もある。さらには意外に気のついていないこと、大切なことに同一性の確認(ふらふら)は大きなことがある。これはふらふらとくたぐいと、お互いに挨拶したり、声をかけあったりする。この気持ちが通じあうことが、この世の大切なことである。

税の歴史から

眞田 太平記 (その一)

国鉄青森線の電車は中之家駅を出る間も無く、戦艦大和を表現する比喩の者として、昌幸の岩山裾を考へ、右にカーブして行くが、その岩山がくたがめの必死の智慧というであらう。眞田昌幸の居城であった岩城の城址のあるところである。

今日残されている昌幸の肖像の上には「謀と惟徳の中にめぐせし時、新府城の軍議で昌幸はし勝つ軍を千里の外に施す」という意味の漢文が書かれている。これは補正成の壁書として伝えられるものもある言葉である。補正成の壁書とか補正成の部将恩地左近のした大楠代の人ではないから小山田の城に移られた方がよいでしょう。と意見して、結局その言に従った。ところが昔々時々の魔で信茂の心変わりがあったりしたので、道を棄てて日川のほとりをたどる田野まで行ったところを織田の部将滝川一益の兵に追いつかれ、武田勝頼は妻子もろとも悲壮な最後を遂げた。

野村証券 新宿支店 年5.0~5.5% 5.475% (6月1日現在分配率) お好きな期間、1か月複利でぐんぐん大きくふやせますから、(A)扱いはもちろん、(B)枠がいつでも課税扱いにしても、ふえ方はダイナミック。必ずご満足いただけます。 お気軽にご来店ください。 「初めてのお客さまコーナー」開設! お電話でのお申込み・ご相談は……(03)205-1001(代)

岩村 讓一 中野区中野一五六一五 電話(三六三)一六〇四	市川 隆 国立市西一〇一三三三 電話(四五七)三三三三	磯崎 勝 文京区小石川二二二八 電話(八一五)三四五一	石井 操 千代田区飯田橋一四二〇 電話(二六四)四四四〇	池田 洋次郎 北区王子二二二二 電話(九二)八二二	飯沼 清夫 足立区梅田七一五二 電話(八八六)八二二	浅見 孝 中野区上高田四一四一 電話(三八六)三六三六	浅井 新平 目黒区中町二二三三 電話(七二)八七四四
小川 敏市 台東区三ノ輪一八一五 電話(八七三)七六八	小川 一郎 大田区池上六一九八 電話(七五三)一六二七	岡田 一馬 墨田区立花一三三六 電話(六二)一八九〇	岡崎 寿士 中野区本町四一九一 電話(三八〇)一五五	大堀 雅三 杉並区梅里一三二一 電話(三四)四三三	太田 昌一郎 大田区池上六一八二 電話(七五四)〇〇四	遠藤 平治 荒川区南千住一四一三 電話(八〇)二二八	海老 美与治 港区六本木四一九二 電話(七九)八六六
倉田 由次 足立区梅島一八九五 電話(八八七)八四五一	久保村 得治郎 板橋区水川町二二一八 電話(九六)二二二〇	窪寺 長治郎 練馬区豊玉上二二二 電話(九九三)五三三	木村 久弥 中央区日本橋人形町 電話(六六〇)三六〇三	岸本 勝次 台東区台東四一〇七 電話(八三)二四六	兼山 金刀園 練馬区上石神井一三〇八 電話(九二〇)八二三四	加藤 隆之 台東区西浅草一六四四 電話(八四三)〇六六	長田 邦福 港区新橋一六二二 電話(五八〇)七二四
諏佐 市之丞 新宿区西大久保三二八五 電話(二〇〇)六二一	杉村 明 新宿区住吉町一四一四 電話(三五七)五四一	新保 太郎 新宿区西大久保二二九五 電話(二〇九)五六二	進藤 紀三 新宿区坂町一二 電話(三五三)九四三〇	下田 友吉 台東区根岸一〇一五 電話(八七四)七三七	清水 多四郎 墨田区業平一〇一 電話(六五)三九一八	三枝 潮 世田谷区豪徳寺一九一三 電話(四二九)五八二	斎藤 嘉三 杉並区下井草四一三二 電話(三九九)九四六
寺田 秀一 墨田区横川二二二四 電話(六三〇)二六八	田中 佐門 台東区柳橋一三九七 電話(八六)〇三九四	高橋 栄吉 渋谷区代々木三二五六 電話(三七〇)二四七六	染谷 孝太郎 葛飾区堀切五一五〇 電話(二〇)五〇五〇	千正 清夫 中央区日本橋茅場町一 電話(六六八)〇〇五	関口 秀男 中央区銀座四一三一 電話(五四)七五六一	住田 光生 中央区日本橋新町一五 電話(四四)六六〇	鈴木 三男 大田区池上四二六二 電話(七五三)七四〇
松本 正輝 荒川区西日暮里五二一四 電話(八〇五)三二〇一	原島 康雄 江川区南小泉一八一三 電話(六七三)三二六	橋本 一雄 葛飾区柴又一九一七 電話(六〇七)二二六六	二村 倍吉 港区西新橋一八八六 電話(五〇)〇八二〇	永島 徳造 豊島区目白四二四一 電話(九五四)〇三三五	中島 育広 世田谷区玉川二二二〇 電話(七〇〇)三三三二	長坂 利正 練馬区中村北四二二四 電話(九九〇)一三三	土橋 栄夫 渋谷区本町六四〇一 電話(三七七)三七二〇
和田 新之助 文京区本郷二一六一〇 電話(八一四)五八九五	若林 恒雄 中央区新富一三二二 電話(五五)八八八	吉本 與一 千代田区神保町二二〇 電話(二六)〇三七九	山本 日出麿 千代田区丸の内一四二二 電話(二八四)一九四二	山本 敏郎 港区西新橋二二〇三 電話(四三三)五五二四	三輪 三郎 杉並区高円寺南一六一五 電話(三二五)三三三三	宮崎 敬之 目黒区上目黒一三一九 電話(七九)三九九一	丸山 修司 北区赤羽一三三三 電話(九〇)一五三

'85盛夏



暑中お見舞申し上げます



水性ボールペンでノック式

軽い書き味に加え、ワンノックで即書き出せる新型水性ボールペン。



男の筆記具 日一リ

ROLLY

ノック式水性ボールペン
ダブルノック式シャープ

世界一の細さ、筆記線巾0.2mm(水性ボールペン比較)です。
手帳等、細かい所への書き込みや小さな文字の筆記に最適です。

●上: ノック式水性ボールペン2,000円 ●下: シャープペンシル(0.5mm)2,000円

ペンテル株式会社 東京都中央区日本橋小堀町7-2 TEL(03)667-3331(大代表)

★一局複数会制の

早期実現をはかる

★税理士会の

正常化をはかる



右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫

発行所

第一税理士協議会

東京都文京区本郷5-18-3

郵便番号113 公認会計士会館ビル

電話(816) 3346

発行人 下田友吉(1部 100円)

編集人 岡田一馬(年極 1,000円)

会員の購読料は会費を含む

目次

- 一頁…「相当の地代を支払っている場合等の借地権等に関する相続税及び贈与税の取扱いについて」(相当の地代通達)解説
- 二頁～三頁…相当の地代通達全文
- 四頁…歴史考察、税の歴史、銘語録

相当の地代通達

について

本紙既報のように、去る六月五日国税庁長官から、相続税法上の整合性にかんする新通達「相当の地代を支払っている場合等の借地権等に関する相続税及び贈与税の取扱いについて」が発達されていることをご高承のとおりである。これは昭和五十五年十二月の借地権関係通達の整備を補完するもので、かねてから問題になっていた「土地の無償返還に関する届出書」を提出した土地と借地権を相続・贈与した際の評価方法等が明らかになり、渡辺淑夫氏による数度の本会主催研修会においても学ばれてきた。

たゞ、社長が会社に土地を貸し、無償返還届出書を提出して

いる場合の土地の相続税評価額は①その土地の自用価値額の八〇%とし、会社の借地権は等とする。②但し、自用価値額の二〇%相当額を会社の株式評価に加算する。という方法で算出するとか、相当の地代に満たない地代を支払った借地権を設定した場合、贈与税の課税対象とされる金額の算出方法等も定められている。

本号ではあらためて、相当の地代通達の全文を掲載(二ページ、三ページ)すると共に、渡辺氏らと通達改正作業にタッチした前国税庁審理課の小林氏に解説をお願いした。次回連載予定。なおこの通達は発令後に発生した相続税・贈与税の事案から適用される。

しかし、この通達は、従来から行われてきた「借地権割合がおおむね同一と認められる地域ごとに国税局長の定める割合を乗じて借地権の価額を算定する」という借地権割合による評価方式を全面的に改めるものではない。原則として、従来通り、借地権割合方式によって貸宅地及び借地権の価額を評価することとし、借地権の設定に際して権利金等の一時金の支払いに代えて、相当の地代を支払うなどの特殊な場合の相続税・贈与税の取扱いが定められたものであるとすべき。

したがって、当初相当な権利金を支払って設定された借地権や借地の存する地域が借地権の設定時において権利金等の一時金の授受の慣行がなかった地域であったため権利金等の一時金を支払わないで借地権を締結したが、その後、当該土地の借主が等によって自然発生的に借地権価額が発生し、その借地権価額の全部が借地人に帰属している認められる借地権等その地域において通常の賃貸借契約に基づいて通常支払われる地代を支払う借地権については、この相当の地代通達の適用は

なく、原則として、一定の借地権割合を自用価値としての価額に乘ずる方式による評価が行われることになる。

② 上記のことから相続税・贈与税の課税においては、貸宅地や借地権の評価については、次のとおり二つに区分して取り扱われることになる。

以上のほか、この相当の地代通達とは直接関係はないが、使用貸借契約に基づく借地関係については、使用貸借通達(昭和四十八年十一月二日付、直二一八九)によって、その使用貸借に係る権利の価額は零、その土地の価額は自用価値としての価額とすることに取られる。

(注) 相続税・贈与税の課税の場合の借地権とは、建物の所有を目的とする地上権又は賃借権のことをい、借地法上の借地権の範囲と同一であって、法人税・所得税の課税の場合の借地権のように構築物の所有を目的とするものは含まない。

① 借地権の設定に際して、その設定の対価として通常、権利金その他の一時金(以下「権利金」といふ)を授受する取引上の慣行のある地域において、権利金を支払わないで借地権の設定が個人間で行われた場合には、その土地の所有者から借地人に対して借地権の価額相当額(その土地の自用価値の二〇%に相当する額)を乗じて計算した金額)の贈与があったものとして、贈与税の課税が行われるのが原則となっている。

しかし、上記の権利金の授受に代えて、その土地の自用価値としての価額に対しておおむね八〇%程度の地代(以下「相当の地代」といふ)を支払う場合には、借地権者がその借地権の設定によって受けた経済的利益はないものとして取扱いが明らかにされた(通達一の本文)。

上記の場合に、相当の地代の計算の基礎となる「自用価値としての価額」は、いわゆる相続税評価額をベースとすることが明らかにされており、この点は、法人税基本通達(相当の地代の額の計算の基礎とされる「土地の更地価額」を借地権の設定時における当該土地の更地としての通常の取引価額を原則として)、課税上弊害がない限り、当該土地につき近傍類地の公示価格等又は相続税評価額によることによりもよいというように弾力的な取扱いとなっていることと著しく異なる。

② たゞし、通常支払われる額に満たない程度の金額の権利金を授受している場合又は借地権の設定に際して保証金等の名目で通常の借地金の貸付けの条件に比して特に有利な条件、たゞし、無利息又は低利による金額の貸付けその他特別の経済的利益を享受している場合には、その土地の自用価値としての価額から実際に支払った権利金の額及び供与した特別の経済的利益の額を控除した金額が相当の地代の計算の基礎となる土地の自用価値としての価額とすることに取られる(ただし書)。

この場合における「通常の金額の貸付けの条件に比して特別に有利な条件による金額の貸付け」とは、他特別の経済的利益というものは、所得税法施行令八〇条の考え方と同様、借地権の設定に際して受ける経済的利益は、その借地権の設定の対価、つまり権利金と同様に取扱うというものであるが、この場合における経済的利益の額の計算については、通達上明らかにされていない。

所提税法施行令第八〇条第一項の規定を適用する場合における特別の経済的利益の額の計算については、その貸付けを受けた金額から、その金額について通常の利率(その貸付けを受けた金額につき利息を附する旨の約定がある場合には、その利息に係る利率を控除した利率)の二分の一に相当する利率による複利の方法で計算した現在価値に相当する金額を控除した金額によるものとする規定が設けられており(同条第二項)、この場合における通常の利率は一〇%によることに取扱われている(所基通三三―一四)相続税・贈与税については借地権の評価する場合における保証金等の無利息貸付け等から生ずる特別の経済的利益の額の計算も、この計算に準ずることになるものと思われる。(続)

「相当の地代を支払っている場合等の借地権等に関する相続税及び贈与税の取扱いについて」解説

(その一)

国税不服審判所 副審判官 小林 栢弘

はじめに

昭和五十五年十二月二十五日付で、法人税の基本通達が改正され、法人税法施行令第三十七条の規定の適用に際して相当の地代を収受しているかを判定する場合の「土地の更地価額」については、原則として、借地権設定時における通常の取引価額(実勢価額)を基礎としながら、課税上弊害がない限り、①その土地につき近傍類地の公示価格等から合理的に算定した価額、又は相続税財産評価通達によるいわゆる相続税評価額のうち、いずれかの価額を更地価として相当の地代を計算することができるとされたほか(法基通三三―一二(注二))借地の無償返還の届出と権利金の認定課税見合わせの制度が新設されるなど(法基通三三―一七)、法人税における借地権課税の取扱いについて所要の整備が行われたのであるが、これに関連して、相続

税、贈与税の借地権の価額の評価はどのように取扱われることとなるのかは、必ずしも明らかではなかった。今回、昭和五十五年十二月二十五日付の法人税基本通達の改正による法人の借地権課税の取扱いと相続税、贈与税の課税上の取扱いとの関連を明らかにするため「相当の地代を支払っている場合等の借地権等に関する相続税及び贈与税の取扱いについて」(以下「相当の地代通達」といふ)通達(昭和五十六年六月五日付、直二一五八)が国税庁長官から発達された。そこで、この通達の内容について若干の解説をして大方の参考に供する。

なお、いままでもないことではあるが、文中意見にわたる部分は、筆者の個人的な意見にすぎないものであることをあらかじめお断りしておきたい。

一、「相当の地代通達」が適用される借地契約の範囲について

(1) 相続税、贈与税の課税において、借地権の評価は、自用価値としての価額に一定地域ごとに定められた金額によるのが原則とされているが、この相当の地代通達では、借地権の設定に際して、権利金等の一時金の支払いに代えて相当の地代を収受している場合には、その借地権の価額は零とし、その地代率(支払地代の年額がその土地の自用価値としての価額に占める割合のこと)が、相当の地代率(おおむね八〇%)未満で通常の場合の地代率である場合には、その地代率に応じて借地権割合を修正して適用し、借地権の価額を算定しようとするのがこの通達の骨子となっているが、その考え方は、基本的には法人税の借地権課税に関する取扱いと軌を一にするものであるといつことができ

借地権の態様	取扱い
① 通常の賃貸借契約に基づいて通常支払われる地代を支払う借地権	一定の借地権割合を借地権の自用価値としての価額に乘じて計算した金額とする。
② 権利金の支払いに代えて相当の地代を支払っている借地契約に係る借地権	「相当の地代通達」を適用して計算する。

二、相当の地代を支払った場合の取扱い

(1) 借地権の設定に際して、その設定の対価として通常、権利金その他の一時金(以下「権利金」といふ)を授受する取引上の慣行のある地域において、権利金を支払わないで借地権の設定が個人間で行われた場合には、その土地の所有者から借地人に対して借地権の価額相当額(その土地の自用価値の二〇%に相当する額)を乗じて計算した金額)の贈与があったものとして、贈与税の課税が行われるのが原則となっている。

しかし、上記の権利金の授受に代えて、その土地の自用価値としての価額に対しておおむね八〇%程度の地代(以下「相当の地代」といふ)を支払う場合には、借地権者がその借地権の設定によって受けた経済的利益はないものとして取扱いが明らかにされた(通達一の本文)。

上記の場合に、相当の地代の計算の基礎となる「自用価値としての価額」は、いわゆる相続税評価額をベースとすることが明らかにされており、この点は、法人税基本通達(相当の地代の額の計算の基礎とされる「土地の更地価額」を借地権の設定時における当該土地の更地としての通常の取引価額を原則として)、課税上弊害がない限り、当該土地につき近傍類地の公示価格等又は相続税評価額によることによりもよいというように弾力的な取扱いとなっていることと著しく異なる。

② たゞし、通常支払われる額に満たない程度の金額の権利金を授受している場合又は借地権の設定に際して保証金等の名目で通常の借地金の貸付けの条件に比して特に有利な条件、たゞし、無利息又は低利による金額の貸付けその他特別の経済的利益を享受している場合には、その土地の自用価値としての価額から実際に支払った権利金の額及び供与した特別の経済的利益の額を控除した金額が相当の地代の計算の基礎となる土地の自用価値としての価額とすることに取られる(ただし書)。

この場合における「通常の金額の貸付けの条件に比して特別に有利な条件による金額の貸付け」とは、他特別の経済的利益というものは、所得税法施行令八〇条の考え方と同様、借地権の設定に際して受ける経済的利益は、その借地権の設定の対価、つまり権利金と同様に取扱うというものであるが、この場合における経済的利益の額の計算については、通達上明らかにされていない。

所提税法施行令第八〇条第一項の規定を適用する場合における特別の経済的利益の額の計算については、その貸付けを受けた金額から、その金額について通常の利率(その貸付けを受けた金額につき利息を附する旨の約定がある場合には、その利息に係る利率を控除した利率)の二分の一に相当する利率による複利の方法で計算した現在価値に相当する金額を控除した金額によるものとする規定が設けられており(同条第二項)、この場合における通常の利率は一〇%によることに取扱われている(所基通三三―一四)相続税・贈与税については借地権の評価する場合における保証金等の無利息貸付け等から生ずる特別の経済的利益の額の計算も、この計算に準ずることになるものと思われる。(続)

ピグマは水に流れない。

ピグマシリーズ商品は超微粒子顔料インキを使用。水に流れず、にじまず、色あせしません。



- 左から
- ピグマプロ02(サインペン細書)黒・赤・青・緑 ¥100
- ピグマサインペン(サインペン太書)黒・赤・青・緑 ¥120
- ピグマボール03(ボールペン)黒・赤・青・緑 ¥150
- ピグマはがきペン(サインペン太書)黒 ¥100
- ピグマ筆ペン(ツイン式)太字(軟)細字(軟)黒 ¥300
- 太字(軟)細字(硬)



株式会社 サクラクレパス

6 借地権が設定されている土地について、相当の地代を受受している場合の当該土地に係る貸宅地の価額は、次によって評価する。

(1) 権利金を受受していない場合又は特別の経済的利益を受けていない場合
当該土地の自用地としての価額の100分の80に相当する金額

(2) (1)以外の場合

当該土地の自用地としての価額から3<<相当の地代を支払っている場合の借地権の評価>>(2)による借地権の価額を控除した金額(以下この項において「相当の地代調整貸宅地価額」という。)

ただし、その金額が当該土地の自用地としての価額の100分の80に相当する金額を超えるときは、当該土地の自用地としての価額の100分の80に相当する金額

(注) 上記(1)及び(2)のただし書に該当する場合において、被相続人が同族関係者となっている同族会社に対し土地を貸し付けている場合においては、昭和43年10月28日付直資3-22ほか2課共同「相当の地代を受受している貸宅地の評価について」通達(以下「43年直資3-22通達」という。)の適用があることに留意する。

この場合において、上記(2)のただし書に該当するときは、43年直資3-22通達中「自用地としての価額」とあるのは「相当の地代調整貸宅地価額」と、「その価額の20%に相当する金額」とあるのは「その相当の地代調整貸宅地価額と当該土地の自用地としての価額の100分の80に相当する金額との差額」と、それぞれ読み替えるものとする。

(相当の地代に満たない地代を受受している場合の貸宅地の評価)

7 借地権が設定されている土地について、受受している地代の額が相当の地代の額に満たない場合の当該土地に係る貸宅地の価額は、当該土地の自用地としての価額から4<<相当の地代に満たない地代を支払っている場合の借地権の評価>>に定める借地権の価額を控除した金額(以下この項において「地代調整貸宅地価額」という。)によって評価する。

ただし、その金額が当該土地の自用地としての価額の100分の80に相当する金額を超える場合は、当該土地の自用地としての価額の100分の80に相当する金額によって評価する。

なお、被相続人が同族関係者となっている同族会社に対し土地を貸し付けている場合には、43年直資3-22通達の適用があることに留意する。この場合において、同通達中「相当の地代」とあるのは「相当の地代に満たない地代」と、「自用地としての価額」とあるのは「地代調整貸宅地価額」と、「その価額の20%に相当する金額」とあるのは「その地代調整貸宅地価額と当該土地の自用地としての価額の100分の80に相当する金額との差額」と、それぞれ読み替えるものとする。

「土地の無償返還に関する届出書」が提出されている場合の貸宅地の評価

8 借地権が設定されている土地について、無償返還届出書が提出されている場合の当該土地に係る貸宅地の価額は、当該土地の自用地としての価額の100分の80に相当する金額によって評価する。

なお、被相続人が同族関係者となっている同族会社に対し土地を貸し付けている場合には、43年直資3-22通達の適用があることに留意する。この場合において、同通達中「相当の地代を受受している」とあるのは「土地の無償返還に関する届出書」の提出されている」と読み替えるものとする。

(注) 使用貸借に係る土地について無償返還届出書が提出されている場合の当該土地に係る貸宅地の価額は、当該土地の自用地としての価額によって評価するのであるから留意する。

(相当の地代を引き下げた場合)

9 借地権の設定に際し、相当の地代を支払った場合においても、その後その地代を引き下げたときは、その引き下げたことについて相当の理由があると認められる場合を除き、その引き下げた時における借地権者の利益については2<<相当の地代に満たない地代を支払って土地の借受けがあった場合>>の定めに従って取り扱う。

また、2<<相当の地代に満たない地代を支払って土地の借受けがあった場合>>又は上記により利益を受けたものとして取り扱われたものについて、その後その地代を引き下げたときは、その引き下げたことについて相当の理由があると認められる場合を除き、その引き下げた時における利益(2<<相当の地代に満たない地代を支払って土地の借受けがあった場合>>又は上記により受けた利益の額を控除したところによる。)については上記と同様に取り扱う。

(相当の地代を支払っている場合の貸家建付借地権等の価額)

10 (1) 3<<相当の地代を支払っている場合の借地権の評価>>から5<<土地の無償返還に関する届出書」が提出されている場合の借地権の価額>>までに定める借地権(以下「相当の地代を支払っている場合の借地権等」という。)が設定されている土地について、貸家の目的に供された場合又は相当の地代の支払、相当の地代に満たない地代の支払若しくは無償返還届出書の提出により借地権の転賃があった場合の評価基本通達28<<貸家建付借地権の評価>>から31<<借家人の有する宅地等に対する権利の評価>>までに定める貸家建付借地権、転賃借地権、転借権又は借家人の有する権利の価額は、相当の地代を支払っている場合の借地権等の価額を基として1<<相当の地代を支払って土地の借受けがあった場合>>から9<<相当の地代を引き下げた場合>>までの定めによるものとする。

(2) 借地権((1)に該当する借地権を除く。)が設定されている土地について、相当の地代の支払、相当の地代に満たない地代の支払又は無償返還届出書の提出により借地権の転賃があった場合の評価基本通達29<<転賃借地権の評価>>から31<<借家人の有する宅地等に対する権利の評価>>までに定める転賃借地権、転借権又は借家人の有する権利の価額は、評価基本通達27<<借地権の評価>>の定めにより評価したその借地権の価額を基として1<<相当の地代を支払って土地の借受けがあった場合>>から9<<相当の地代を引き下げた場合>>までの定めによるものとする。



「優て良い」お払いで良い
1か月の間で1万円単位
(野村)の中間国債ファンド

お気軽にご来店ください。
「初めてのお客さまコーナー」開設。
■お電話でのお申込み・ご相談は……(03)205-1001(代)

予想分配率
年 **5.0~5.5%**
年 **5.475%**
(6月1日現在分配率)

好きな期間、1か月複利でぐんぐん大きくふやせますから、**優扱いはもちろん、優枠がいっぱいで課税扱いにしても、ふえ方はダイナミック。必ずご満足いただけます。**

ふやす期間はあなたのご自由。
(お引き出し自由)

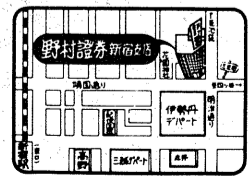
- 30日経てば、いつでも手数料なしで、お申し出の翌日お金が出せます。
- お申し込みは10万円以上1万円単位。

*お申し込みの際は、受益証券説明書をご覧ください。
*発行・運用は野村投信委託。

お手取り分配金をご覧ください。(元金100万円の場合)

期間	優扱いのお手取り分配金(年利回り)	35%分離課税のお手取り分配金
1ヵ月	4,563円(5.475%)	2,966円
2ヵ月	9,146円(5.487%)	5,940円
3ヵ月	13,750円(5.500%)	8,923円
4ヵ月	18,375円(5.513%)	11,915円
5ヵ月	23,022円(5.525%)	14,916円
6ヵ月	27,689円(5.538%)	17,926円
7ヵ月	32,378円(5.551%)	20,945円
8ヵ月	37,088円(5.563%)	23,973円
9ヵ月	41,820円(5.576%)	27,009円
10ヵ月	46,573円(5.589%)	30,055円
11ヵ月	51,348円(5.602%)	33,110円
1年	56,145円(5.614%)	36,174円
1年3ヵ月	70,667円(5.633%)	45,420円

昭和60年6月1日現在の分配率5.475%で計算した概算値です。利率変更ありはすて、優の目安はお考えください。



新しい魅力で
身近なおつきあい—
野村証券
新宿支店

郵便番号 160-91
東京都新宿区新宿5丁目17番9号
(三光町交差点カド・伊勢丹ソバ)
電話 東京 03(205)1001(代)

国税局長 殿
沖縄国税事務所長

直資2-58(例規)
直評9
昭和60年6月5日

国税庁長官

相当の地代を支払っている場合等の借地権等についての相続税及び贈与税の取扱いについて

標題のことについては、下記のとおり定めたから、これによらねたい。

(趣旨)

借地権の設定された土地について権利金の支払に代え相当の地代を支払うなどの特殊な場合の相続税及び贈与税の取扱いを定めたものである。

したがって、借地権の設定に際し通常権利金を支払う取引上の慣行のある地域において、通常の地代(その地域において通常の賃貸借契約に基づいて通常支払われる地代をいう。)を支払うことにより借地権の設定があった場合又は通常の地代が授受されている借地権若しくは貸宅地の相続、遺贈又は贈与があった場合には、この通達の取扱いによることなく、相続税法基本通達及び相続税財産評価に関する基本通達等の従来の取扱いによるのであるから留意する。

(相当の地代を支払って土地の借受けがあった場合)

1 借地権(建物の所有を目的とする地上権又は賃借権をいう。以下同じ。)の設定に際しその設定の対価として通常権利金その他の一時金(以下「権利金」という。)を支払う取引上の慣行のある地域において、当該権利金の支払に代え、当該土地の自用としての価額に対しておおむね年8%程度の地代(以下「相当の地代」という。)を支払っている場合は、借地権を有する者(以下「借地権者」という。)については当該借地権の設定による利益はないものとして取り扱う。

この場合において、「自用としての価額」とは、昭和39年4月25日付直資56ほか1課共同「相続税財産評価に関する基本通達」(以下「評価基本通達」という。)25<貸宅地の評価>に定める自用としての価額をいう(以下同じ)。

ただし、通常支払われる権利金に満たない金額を権利金として支払っている場合又は借地権の設定に伴い通常の場合の金銭の貸付けの条件に比し特に有利な条件による金銭の貸付けその他特別の経済的な利益(以下「特別の経済的利益」という。)を与えている場合は、当該土地の自用としての価額から実際に支払っている権利金の額及び供与した特別の経済的利益の額を控除した金額を相当の地代の計算の基礎となる当該土地の自用としての価額とする。

(相当の地代に満たない地代を支払って土地の借受けがあった場合)

2 借地権の設定に際しその設定の対価として通常権利金を支払う取引上の慣行のある地域において、当該借地権の設定により支払う地代の額が相当の地代の額に満たない場合、借地権者は、当該借地権の設定時において、次の算式により計算した金額から実際に支払っている権利金の額及び供与した特別の経済的利益の

額を控除した金額に相当する利益を土地の所有者から贈与により取得したものと

して取り扱う。

(算式)

$$\text{自用地としての価額} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{借地権割合} \\ \text{合} \end{array} \times \left(1 - \frac{\text{実際に支払っている地代の年額} - \text{通常の地代の年額}}{\text{相当の地代の年額} - \text{通常の地代の年額}} \right) \right\}$$

上記の算式中の「借地権割合」等は、次による。

- (1) 「借地権割合」は、評価基本通達27<借地権の評価>に定める割合をいう。
 - (2) 「相当の地代の年額」は、実際に支払っている権利金の額又は供与した特別の経済的利益の額がある場合であっても、これらの金額がないものとして計算した金額による。
 - (3) 算式により計算した金額が当該土地の自用としての価額の100分の30に相当する金額に満たない場合であっても、評価基本通達32<課税価格に算入しない借地権等>の(1)の適用はないのであるから留意する。
- (注) 通常権利金を支払う取引上の慣行のある地域において、通常の賃貸借契約に基づいて通常支払われる地代を支払うことにより借地権の設定があった場合の利益の額は、評価基本通達27<借地権の評価>により計算した金額から実際に支払っている権利金の額及び供与した特別の経済的利益の額を控除した金額によるのであるから留意する。

(相当の地代を支払っている場合の借地権の評価)

3 借地権が設定されている土地について、相当の地代を支払っている場合の当該土地に係る借地権の価額は、次によって評価する。

- (1) 権利金を支払っていない場合又は特別の経済的利益を供与していない場合 零
- (2) (1)以外の場合 原則として2<相当の地代に満たない地代を支払って土地の借受けがあった場合>に定める算式に準じて計算した金額

(相当の地代に満たない地代を支払っている場合の借地権の評価)

4 借地権が設定されている土地について、支払っている地代の額が相当の地代の額に満たない場合の当該土地に係る借地権の価額は、原則として2<相当の地代に満たない地代を支払って土地の借受けがあった場合>に定める算式に準じて計算した金額によって評価する。

(「土地の無償返還に関する届出書」が提出されている場合の借地権の価額)

5 借地権が設定されている土地について、昭和56年4月6日付直法2-2「借地権の設定等に係る届出書等の様式について」通達の様式1「土地の無償返還に関する届出書」(以下「無償返還届出書」という。)が提出されている場合の当該土地に係る借地権の価額は、零として取り扱う。

(相当の地代を収受している場合の貸宅地の評価)

水性ボールペンでノック式

軽い書き味に加え、ワンノックで即書き出せる新型水性ボールペン。

しかも超極細の0.2mm。

世界一の細さ、筆記線巾0.2mm(水性ボールペン比較)です。手帳等、細かい所への書き込みや小さな文字の筆記に最適です。

●上 ノック式水性ボールペン2,000円 ●下 シャープペンシル(0.5mm)2,000円

Pentel®

男の筆記具 — ロ — リ —

ROLLY®

ノック式水性ボールペン
ダブルノック式シャープ

ペンてる株式会社 〒103 東京都中央区日本橋小網町7-2 TEL (03)667-3331(大代表)

歴史 考察

徳川家臣団

本多正信・正純(完)

9 策謀家父子二代
大久保忠隣は当時、宿老の筆頭人として幕臣の信望も厚く、武功派の代表人物として幕閣に重きをなしていた。それが慶長十九年一月、キリシタン禁書の総奉行として京都に向かっていたとき、突然改易を命ぜられ、近江に配流されたのだ。大久保一族は驚愕し無念やる方なく、三河武士の豪傑・大久保左衛門はその著書「河物語」で、文禄三年九月、小田原城で六十三歳で病没した忠世(忠隣)の父が臨終の床に正信を呼び、「忠隣と仲良くして欲しい」と遺言した時、正信は「氣遣いめさるな、安心下され」と約束しておきながら忠隣を改易に追込み、恩を仇で返したと非難している。そして左衛門は正信のような「算盤のうまい代官なりの男」にはなるなと子孫を諭している。しかし、忠隣の改易は慶長十九年一月のこと、忠隣六十二歳。正信は七十歳という高齢であった。忠隣を考へると、一頭政治はやりたくかたうつけいでも野望があったと思えず、しかも無欲な正信の性格からすると、必ずしも正信の策略とは即断できない。それにしても、既に「天下人」への道を公然と歩み始めていた家康には秀頼を殺すまでの意志はなかったといわれているが、家康に秀頼を生きとすべき決意をそれとなく促したのは正信といわれ、千姫の側女に因果を含めて秀頼に側室をすすめ女色に溺れさせたのも正信であるといわれている。方広寺大仏殿の鐘銘事件を策謀したのは正純と崇伝といわれる。大坂冬の陣が起ったのは、その翌年の慶長十九年の十一月で、正信は江戸を去り、一条城の軍議に加わった。高橋の正信は戦陣に立つことはなかったが、冬の陣の講和の条件に、大坂城の内堀を埋める画策をまね込んだのも、正純の策謀であるといわれる。

元和元年(一六一五)五月、夏の陣に大坂は落城し、豊臣家は滅亡した。そして翌元和二年四月十七日、家康は駿府で七十五歳の生涯を閉じた。その五十日後の六月七日、正信は後を追うようにして死んだ。七十九歳であった。

10 宇都宮約井事件
いざいざにしても、政治謀略では正信は天下の一品の男といわれ、徳川幕府の官僚制確立期に果たした彼の役割は大きい。子の正純また父と同様に知略にすぐれていたが父の深謀遠慮には及ばなかったというのが一般の正純観である。正純が家康の謀臣として最も活躍したのは、前述したように大坂の陣においてであり、正純は金地院崇伝と共に大坂方の片桐且元を手玉にとり、豊臣家の内部分裂を策して、遂に夏の陣を起すことに成功したのであった。

元和元年(一六一五)の夏の陣では、正純は長門守正勝と兵に天王寺方面で真つ先駆けして奮戦し、家康と秀忠の御感にあきつた。元和二年四月、家康が死んだ時、正純は藤高虎と日光山の造営にあたり、のち江戸に至った駿府の時と同じく執政として秀忠に仕えた。元和五年、十五万五千石を領して、宇都宮城に移る。本多正純が失脚した所謂「宇都宮約井」事件というのは奇怪なものである。

直接の端緒は、古河城主奥平忠昌の祖母の加納殿の遺棄によるものだった。加納殿(加納御前)は家康の最初の妻山崎の産んだ寵姫であり、信康の妹、秀忠の異母姉にあたる。家康の第一姫君としてその権勢は強かった。龜姫は奥平美作守信昌に嫁ぎ、三人の男子と二人の女子が生まれたが、その女子が嫁いだのが大久保忠隣の子長男忠常である。しかも正純の前々代宮城主は奥平忠昌で、正純のために格の低い古河に移封させられていた。加納御前にとっては娘の嫁先の大久保家を失脚させられた旧怨と新たな恨みとが重なって、宇都宮城における正純が將軍のために新築した宿舎の黒い噂を利用し、秀忠に次の書を送った。一、このたび新築した將軍宿舎には不善な仕掛がある。二、城中秘かに鉄菱を撒き、宿舎

の床を高くして往來できる。一、新築は深夜に急造した。二、工事に関係した根来同心百人を一日のうちに誅殺した。一、最近上方から鉄砲を買った。元和八年四月十七日、家康の七回忌にあたり、將軍秀忠は日光山に詣で、往路の四月十四日には秀忠は宇都宮城に泊まっていたのに帰路の十九日には、急遽予定を変更して宇都宮に寄り、生に直行してしまつた。「江戸の御台所が病氣である」との口実だった。正純の改易命令はそれからほぼ四ヶ月後、彼が最上家改易の領地没収に出張していた先で伝達され、丁度八年前に忠隣がキリシタン取締のため京都に出張していた先で改易を命ぜられたのと符號が合ひ加納御前や大久保派の人々が溜飲を下げた。「三河物語」で左衛門は因果を報か、又世間にて大打撃を申しつと書いてある。しかし、新井白石は「藩翰譜」で、正純が自分の城で將軍家を殺そうと謀ったなどというは跡形もないうたが否定し、湯殿の板敷を踏み落さるようしておきその下帯に剣を立てて並べてあったのは根も葉もない作り話だとしている。たまたま、根来同心誅殺と城修復の件は、もし將軍家に無断でもつたすれば罪は重く、「本佐録」という天下第一の書を書いた名臣の子孫がこんな末路を迎えたのは、何か深い理由があるのではないかという半信半疑の結論となっている。

ともあれ「約井」などという発想は當時の史料からは浮かばず、後世の講談師の張羅から生まれたものであつたといわれており、かかる奇怪な噂に立って上げられたのは、正純の不徳の至すところと見ざるをえない。誰も正純を弁護せず、正純は出羽田利に配流され、子の出羽守正勝も由利に配流させられた。正勝は父に先立ち、寛永七年五月十日、三十五歳の時に配流地横手に死に、正純また横手で寛永十四年三月十日、死んだ。七十三歳であった。正信は正純に遺言して、「わし

が死んだら、そのほうには必ず加増の沙汰があるだろうが、三万石まではわれらへ賜つた分であるからお受けしようが、それ以上は決してお受けしてはならぬ。もしそれを辞退しなければ、福が必ずやってくる」と説いたのに正純はそれに従わなかったから、本多家のあわれな末路を招いたのだと世人は批評したといふ。坂崎出羽守直盛が叛いたとき、幕閣は、坂崎の部下を離反させ、然る後取りつと策した。正純はそれで天下の政道は成り立たない、正面から謀反あるのみと主張して独り孤立した。白石はこれを讀んでいるが、正純の筋を通す性格はわかるものの、官僚制確立に役立たた本多父子も、その官僚制の組織的進展の前では過去の人物となつていった。(税理士 村村秀夫)

兼好法師は徒然草第百十七段で「友とするに悪き者、七つあり。一つは、高く、やうに眺むるがよいとき、とんちなき人。二つは、若りだして眺む、あつと思ふ強き人。三つは、酒を好む人。五つは、たけ、酒を好む人。六つは、虚言する人。七つは、欲深き人」と言っている。友情を暖めるにふさわしくない人として地位の高い人、若者、身体強健のもの、酒好きのもの、強き勇氣りりんの兵士、嘘をいう人、貪欲のものには近寄らない方がよいと言ひ、友達としては、氣前と云ひ、友達として、氣前と云ひ、よく物をくれる人、お医者さん、智恵があり相談のつてくれる人がよいといふ。たしかに、世間的に身分の高い人には独善的で側についてお世話がたえないし、若い人は人生経験が足りなくて誤りの分らないところがある。又、体の丈夫なもの他人が病氣をしても思ひやりのない行動をするようになる。酒好きも、嘘を吐く人も、欲深さも困ったものである。その点、昔も今もいさうしう時に体のことで相談に乗ってくれるお医者さんは便利がいしい、自分で気がつかない

よき友、三つあり。
一つには、物くるる友。
一つには、医師。
一つには、智恵ある友。
吉田兼好

真田氏はもともと武田 一万両を借りたりもしている。家の家臣ではなかった。平安時代には信濃に土着した国司の子孫に海野氏というものがおり、それが海野、望月、赤津と分かれ、海野の支族に真田氏があった。昌幸の父幸隆の時には武田信玄の父信虎や村上義清と戦つても昌幸の長男信之は徳川四天王の一人本多忠勝の娘を次男幸村信繁は大谷刑部吉継の娘を迎え、昌幸から大谷吉継にあてた文書に「其以来者不申通候仍而熊々於御城不懸御目候公儀御隙も入るや如何無心元候為其申入候以上 十三日 昌幸 喜之助殿」御無沙汰しました。そういっただけで御城は御目にかかりませんでした。公の仕事におきかたがたおこり半右衛門も失脚しませんでした。わがかりせんので御伺します。以上十三日 喜之助殿(紀の介吉継)といふのが残つており、心を通わせていた事がうかがえる。真田氏は武田氏の将であり、それに誇りを持っていたのか、後に昌幸が死に幸村が大坂夏の陣で奮戦して死んで信之が上田から松代に移された後、ずっとその旧領小県では石高制でなく、實文制で通してしまつた。家臣の知行地も武田氏のやり方にならうって普通数か所の分散給付であつた。上級の家臣にはこれも武田氏のやり方で知行地とも同心を許していた。知行地の本年貢は寛文三年以後三割五分に抑えられ享保十四年(一七二九年)からは百石以上の知行地には半知が実施された。この頃は幕府の役儀が多く財政は窮乏し、半知を実施する十二年前、享保二年には幕府から

公認会計士 岸本勝次
税理士

税の歴史から 眞田太平記(その二) <48>

東洋紙工株式会社
TEL.03-882-8161(代)
TEL.0729-97-8455
TEL.052-773-8551
TEL.011-864-5125
TEL.092-611-7158

16004
時の通勤・通学
スポーツ・レジャーに
使いすてカイロ

レギュラーサイズ
カイロ本体の大きさ
9cm×13.5cm
2柄×15個入=30個入
1カートン=8日入(240個入)

ミニサイズ
カイロ本体の大きさ
6cm×9cm
4柄×15個入=60個入
1カートン=8日入(480個入)

No.1002 No.1001 No.601

きせかえ
¥200
B5
¥200×4柄×10冊=¥8,000
1カートン ¥32,000(4セット入)
単品 各柄 10冊×18日入=180冊入(¥32,000)

ぬりえ
¥150
B5
¥150×4柄×10冊=¥6,000
1カートン ¥36,000(6セット入)
単品 各柄 10冊×24日入=240冊入(¥36,000)

東洋紙工株式会社

★一局複数会制の
早期実現をはかる

★税理士会の
正常化をはかる

右の題字は本会名誉会長岡崎壽士氏揮毫

協 税 第

発行所

第一税理士協議会

東京都文京区本郷5-18-3

郵便番号113 公認会計士会館ビル

電話(816)3346

発行人 下田友吉(1部 100円)

編集人 岡田一馬(年極 1,000円)

会員の購読料は会費を含む

目次

一頁…九月の段階の商法、有限会社法改正試案(参考案)「相当の地代を支払っている場合等の借地権等についての相続税及び贈与税の取扱いについて」通達の解説
二頁…歴史考察、税の歴史、銘語録

九月の段階の

商法、有限会社法改正試案(参考案) 監査関係について

監査解説

すでに日本経済新聞に報じられているが、法制審議会法部会は、商法大小会社区分立法の商法、有限会社法改正試案(参考案)を九月二十五日商法部会にたたきこんで、今後試案作成にむけて、本格的に審議が行われ、来年三月までに試案のとりまとめが行われる模様である。この改正試案(以下参考案という)をもとに、計算公開の監査問題を中心として現在の法務省、商法部会の動向及び問題点に感想を交えて述べてみたい。

会計監査人監査関係

従来までの税理士会の態度をみると、会計監査人監査については前回の商法改正の行われた昭和五十六年において、すべて決着がついているのだから、これを拡大するに反対という主張をしてきた。これに対し、公認会計士協会は現在の陣容で資本金一億円以上は充分なものであるから、これを商法監査に導入すべきという主張を述べてきた。

専門家による「調査」

専門家による「調査」は、資本金三千万円超え又は負債額が三億円以上の株式会社であって、会計監査人監査を受けなければならないもの、一定の「調査」を受けなければならないもの、とされている。有限会社は資本金一億円以上又は負債額十億円以上が調査の対象となる。これにともなう今後の検討項目は「調査」の内容、会計専門家の範囲、経過措置等である。以上が今回の参考案の専門家「調査」の概要である。ここで今までは「調査」が「監査」に代わって来たことが、税理士は税の専門家としての実務に精通しているか、監査という概念は公

今後の課題

今から審議され検討し、試案を作成する前の段階ではあるが、問題点として公表された各界の意見をとりまとめ、さらには八月に大蔵省企業会計審議会からの監査にたいする回答をふまえた上での大方案がまとまった。有限会社法改正試案(参考案)のうち監査関係二回における税理士会の無茶な反

対運動には当局も手を焼いていることはよく理解できる。だからといって監査であれ調査であれ無理に実施すると又々形骸化によって法の空洞化がおこることを強懸念する。できれば専門家による調査という項目は削ってほしい。どうしてもこれを強行するならば、百歩引き退いても、公認会計士以外のものにたいしてはこの調査を行いつつある適格性の試験

は必要であり、かつ、この調査は商法では任意とし、調査を行うには会社の取締役の責任を債権者にもたせることのできる程度である。最後は政治的な力関係で調整することになるのであるが、筋をおして常に正しい主張を展開する必要がある。

〈松木記〉

「相当の地代を支払っている場合等の借地権等についての相続税及び贈与税の取扱いについて」通達の解説——承前——

国税不服審判所 小 林 栢 弘
副 審 判 官

3 相当の地代に満たない地代を支払っている場合(相当の地代通達)

借地権の設定に際して権利金等の一時金を支払う取引上の慣行のある地域であっても、地主と借地人の関係が親族相互間、又は同族会社との同族株主等であるような特殊関係にある場合において、土地の賃貸借等が行われるときには、権利金等の一時金を支払われないことがある。このような場合において、その土地の賃貸借等が通常の地代を支払う通常の賃貸借契約に基づいても

のである場合は、借地人はその土地の自用として借地権のうち、その自用として借地権の割合を算じて計算した借地権の価額に相当する金額の経済的利益を地主から享受したものと見て、贈与税等の課税の対象とされるのが原則である。

しかし、その土地の賃貸借等にあっては、その土地の賃貸借等による経済的利益の額が、その土地の自用として借地権の割合を算じて計算した借地権の価額に相当する金額の経済的利益の額を超過する場合は、通常の権利金を授受した場合に通常授受される地代の額を超える額である場合に、その借地権の価額は、貸与等ないが通常の地代を支払っている場合の借地権の価額に比して低い価額になることと否定できない。

つまり、相当の地代を支払って借地権を設定した場合に享受する経済的利益の額は、通常の借地権の価額に相当する額に超過する額がある場合、その超過する額が、相当の地代通達による年額と中間にあるところでは、その借地権の設定による経済的利益の額の調整を受ける経済的利益の額は、尋常の借地権の価額と中間の価額に達しない。

このことから、相当の地代通達による年額と中間の借地権の価額に相当する額に超過する額がある場合は、その超過する額が、相当の地代通達による年額と中間にあるところでは、その借地権の設定による経済的利益の額の調整を受ける経済的利益の額は、尋常の借地権の価額と中間の価額に達しない。

4 相当の地代を支払っている場合の借地権の評価(相当の地代通達)

1及び2の取扱いには、借地権の設定の時点における経済的利益の額に対する贈与税の課税に関する取扱いである。

以下は、借地権が設定された後、その土地又は借地権について相続又は贈与があった場合に、その土地又は借地権の価額を評価するに当たって、相当の地代通達(相当の地代)に

5 相当の地代に満たない地代を支払っている場合の借地権の評価(相当の地代通達)

相当の地代に満たないが、通常の権利金を授受した場合に享受される通常の地代の額に相当する金額を超える地代を支払っている場合に、その借地権の価額は、上記3の計算式による評価額に相当する額に調整される。

したがって、相当の地代に満たない地代を支払っている場合の借地権の評価は、相続又は贈与があった時に、その土地の賃貸借等による経済的利益の額が、その土地の賃貸借等による経済的利益の額に相当する額に超過する額がある場合は、その超過する額が、相当の地代通達による年額と中間にあるところでは、その借地権の設定による経済的利益の額の調整を受ける経済的利益の額は、尋常の借地権の価額と中間の価額に達しない。

(続く)

歴史 考察

豊臣家臣団・追記 豊臣秀長 日本史の名補佐役

徳川家臣団ばかり書き続けていると、われながら厭うので、再び横道に歩くことをお許し頂きたい。作家の堺屋太一先生が、豊臣秀長という歴史上注目されながら補佐役という角度で執筆した大ベストセラーになった。そこで名補佐役とは何かということを中心、豊臣秀長を紹介してみたい。

吉の最も無謀な政治といわれる朝鮮出兵などもなかったであろうといわれている。それらの理不尽な秀吉の行動を諫止できた唯一の人物であった。

不世出の英雄豊臣秀吉は高度成長産業の代表でありこれを支えて三十九年、天下人という誰でも希望しても出ることのない大仕事を秀吉に託した。一主従関係は勿論、血族間でも裏切りが絶えなかった時代、このような生涯を貫いたという事は、並外れたサックスストリーといわれる。現代の企業でも秀長の如き補佐役の重要性は益々重視されると考えられる。



冷暖自知とは神の言葉で、つめたくなれば暖かくなれば自分を知るかなという意味である。こう言われると、何だそんなこと分りきったことではないか、今更なに言っても思わぬかもしれぬ。しかし意外に分りきったことであつていないことが多いのではないかと。

税の歴史から 眞田太平記 (その三)

関ヶ原合戦の時、秀忠が上方へ出陣したのは八月二十四日、また秀忠が公家の接待を山崎家康が江戸を出陣したのは九月一日であるが、その前に福島正則と池田輝政が織田信秀の岐阜城を落し、翌二十四日には早もくも後に東軍の本陣となる高地を占領している。秀忠に従った大名は上杉征伐で一月余りの滞陣の後一たん帰らずに東山道を行く事になった。軍用金も乏しくなり、それぞれ領元や江戸に調達を行った為進軍が停滞した。その時先鋒の神原康政は軍用金が潤沢であったのでかまわず進軍したので、他の隊から遅れていたが、成程程いわれる事苦情が出たという事である。

東洋紙工株式会社 (Toyo Paper Industry Co., Ltd.) advertisement. Features 'きせかえ' (Kisekae) and 'ぬりえ' (Nurie) products. Includes illustrations of children and product packaging. Text: 東洋紙工株式会社 TEL.03-882-8161(代) TEL.0729-97-8455 TEL.052-773-8551 TEL.011-864-5125 TEL.092-611-7158

★一局複数会制の
早期実現をはかる

★税理士会の
正常化をはかる

協 税 第 一

右の題字は本会名誉会長岡崎壽士氏揮毫

発行所

第一税理士協議会
東京都文京区本郷5-18-3
郵便番号113 公認会計士会館ビル
電話(816)3346
発行人 下田友吉(1部 100円)
編集人 岡田一馬(年極 1,000円)
会員の購読料は会費に含む

目次

一頁…村山会長にお願い、税理士21世紀の会第一回総会「相当の地代を支払っている場合等の借地権等についての相続税及び贈与税の取扱いについて」通達の解説
二頁…歴史考察、税の歴史、銘語録

日本公認会計士協会 村山会長にお願い

第一税理士協議会として

十月二十八日午後一時、第一税理士協議会を代表して下田会長、兼山副会長の二人が、日本公認会計士協会村山会長と同協会専務理事、専務理事に面会、大要左のお願いを申し上げ、懇談した。

「第一税理士協議会は過去十七年間に亘り貴東京会地区において税務を主として行っている公認会計士に対してサービスを行い、会員相互の連絡調整を努めて来た。特に過去の商法改正等は税理士会の内部に於いて公認会計士の権益擁護のため尽力し、税務を行う公認会計士は通知か第一税理士協議会に入会するよう勧奨された時期もあり、貴協会に不可欠な存在と考えている。しかし、第一税理士協議会は現在その運営については貴東京会から援助を蒙り存続を維持しているのが現状であり、第一税理士協議会の自主運営だけではサービスも充分でなく、積極的な活動も思うにまかせず、組織の拡大にも限界を感じている。第一税理士協議会としては、税務を行う公認会計士に対する貴協会施策の一端として第一税理士協議会の組織の活用をお願いする次第。第一税理士協議会としては、主として税務業務を行っている税理士たる公認会計士等の組織化は、貴協会にお願いする。

岡部忠雄氏急逝

日本公認会計士協会特別税務部会長

日本公認会計士協会特別税務部会長の岡部忠雄氏は、心筋梗塞のため、十月二十五日朝八時に急逝された。特別税務部会とはいわずに附則適用公認会計士(許可公認会計士)の協会の組織であり、氏はその会長として、第一税理士協議会とも協同し、協会の税務業務対策の進展のためにいろいろ抱負を持たれ意欲を燃やしていられただけに、志半ばの逝去が惜しまれる。二十六日深夜、二十七日本葬儀別荘と滞りな終了し、七日は花環と香典を贈り哀悼の意を表した。なお氏は元通知公認会計士会東京分会副幹事長、前東京都学校会計研究会会長、元協会東京会厚生・推薦・業務委員、各委員長を歴任された有為の人。ご冥福をお祈り申し上げ合掌。

税理士21世紀の会第一回総会

飛躍の“基本方針”を採択

税理士21世紀の会(大竹浩司会長)は、十月二十四日(木)、私学館において、創立後第一回の定期総会を開き、六十年度における基本方針等を採択して、六十年度こそは、の決意を新たにした。

基本方針は、「税理士21世紀の会は、ここに創立第二年度を迎え、今年度こそ本会の基盤の強化と財政の確立が痛感される。昭和六十年度における基本方針として、本会の会則並びに綱領に定める目標に基づき、会員の増強、機構、組織の早急な整備を行ない、もって会員及び業界の要請に即応できる活動体制を確立して、諸事業計画の遂行、実現を期し、税理士法第一号の使命達成に邁進した」というもので、これに基づき、総務、財務、制度、広報、組織、事業、青年及び婦人各部の六十年度事業計画を策定した。

総会では中嶋時男氏(渋谷支部)の司会で開幕し、下田友吉副会長の開会の辞、大竹浩司会長の会長挨拶のあと、長瀬隆美氏(芝支部)と藤沢富太郎氏(神田支部)がそれぞれ議長、副議長として議長団席に着き、木田、渡辺、長瀬、藤沢四氏を議長録筆名人に選任し、まず経過報告(本多嘉憲副会長報告)がなされて、承認された。

次いで議案審議入り、第一号議案「昭和五十九年度事業報告承認の件」(本多嘉憲副会長提案)、第二号議案「昭和五十九年度収支決算承認の件」(秋葉邦雄副会長提案)及び監査報告(岡田一馬監事報告)、第三号議案「昭和六十年度事業計画(案)承認の件」(本多嘉憲副会長提案)、第四号議案「昭和六十年度収支予算(案)承認の件」(秋葉邦雄副会長提案)と上程された。いずれも拍手多数で承認が決定された。場内会員の各議案に対する質問は主として組織問題に集中し、閉会の辞に立った味岡一義副会長は組織部を担当するところから、質問に謝意を表し、六十年度の飛躍を期して終了した。

終了後を移して懇親パーティーが開かれ、安井誠邦生命会長も祝辞を述べ、21世紀を展望しつつ和やかなムードの裡に散会した。

「相当の地代を支払っている場合等の借地権等についての相続税及び贈与税の取扱いについて」通達の解説—承前—

国税不服審判所
副審判官 小林 栢弘

6 土地の無償返還に関する届出書が提出されている場合の借地権の価額(相当の地代通達5)

法人が、借地権の設定に際して通常の権利金や相当の地代を収受しない場合でも、その借地権約書において将来借地人がその土地を無償で返還することを明かにする旨を記載し、その旨を借地人との連名の書面(その滞りなく所轄の税務署長(国税局の調査課所管法人にあっては国税局長)に届出た

ときは、その土地の使用期間を含む各事業年度において、その実際に授受する地代の額と相当の地代の額との差額につき認定課税(寄附金又は給与が行われるのみで権利金の認定課税は行わない取扱いとされている。(法基通達13-1-7)。

このように、地主が法人で借地人が個人である場合において、無償返還届出書が提出されているときは、実際の支払地代と相当地代との差額について地主である法人に対して地代の認定課税が行われることになり、結果として相当の地代が支払われている場合と実質な差異はないということになる。

このことから、法人から借地人にして、無償返還届出書を出している個人が、その借地権を相続又は贈与により移転した場合のその借地権の価額については、相当の地代を支払っている場合の借地権の価額と同様、経済的にはその土地に対する権利のすべてを地主が留保しているものと見て、この場合、この借地権の価額は零として取扱われることとなる。なお、「無償返還届出書の制度は、法人税基本通達において定め

7 相当の地代を収受している場合の貸宅地の評価(相当の地代通達6)

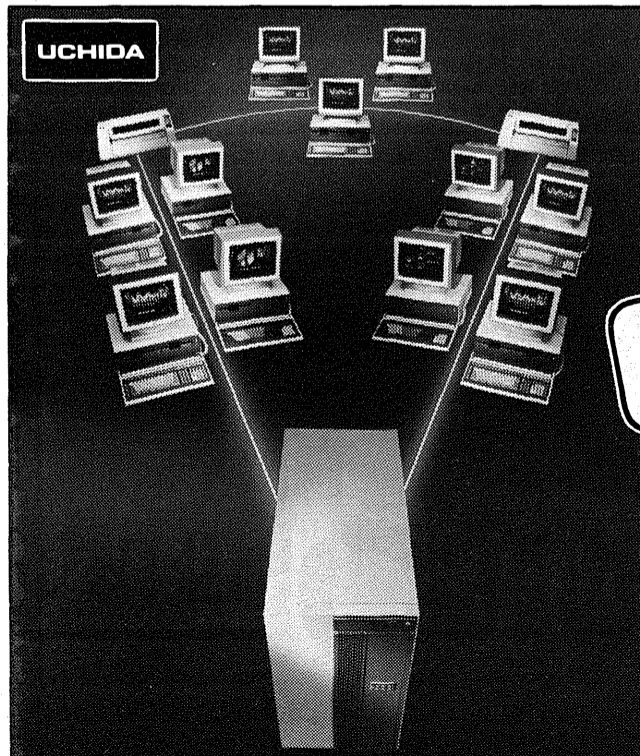
(1) 借地権が設定されている土地つまり貸宅地を相続又は贈与により取得した場合のその貸宅地の評価は、自用地としての価額から借地権の価額を控除した残額によるのが原則である(評基通達27)。

したがって、相当の地代を収受している貸宅地を評価する場合についてもこの原則どおり評価するものとする。この場合、控除する借地権の価額は零であるから、結局、その貸宅地の価額は自用地の価額そのものとなる筈である。

しかし、相当の地代を収受している貸宅地の評価については、経

済的には、相当の地代を収受して地主に全部の権利が留保されているかどうかではあるが、その土地の賃借については借地法の適用があり、地主のその土地の処分等については、相当程度制約を受けることは、これを否定することができないと考えられる。そこで、従来から、相当の地代を収受している貸宅地の評価については、自用地としての価額の二〇%相当額を評価し、その二〇%相当額を控除した残額が、貸宅地としての価額(相当の地代調整貸宅地価額)という。とされるのであるが、その価額が、自用地としての価額の八〇%相当額を超えることとなる場合には、その貸宅地の価額は、その自用地としての価額の八〇%相当額にとどめることに取り扱われている。

なお、上記の場合においても、相当の地代を支払っているか否かの判定のベースとなる自用地としての価額は、その相続又は贈与があった時における相続税評価額である(とはいってもないことである。(続)



比べられたし!

●人気の「2001」、5モデルのフルラインで
オフィスコンピュータの価格帯フルレンジに対応。

- ◆統合されたハードが違う。
- ◆統合されたソフトが違う。
- ◆統合されたパッケージが違う。
- ◆統合されたネットワークが違う。
- ◆使い勝手が違う。

新しい舞台だ、OAオフィス。

USAC

2001

電子計算機事業部
本社・東京 千104 東京都中央区新川2-4-7 TEL.03(555)4124

歴史 考察

徳川家臣団 大久保忠世・忠隣 (二・完)

1 忠隣の言で秀忠世嗣がきまる 本多正信と大久保忠隣との間に...

2 漫漶のそり 忠隣に対する信任が厚く、忠隣の嫡子の忠常もまた、「時の賢人」と呼ばれ秀忠の覚えめでたく、「御当代無双の田頭」と称されたという。忠常は慶長十六年(一六六一)十月、父に先んじ三十二歳で夭折したが、病床にはもとより、計報が広がるや、支配方の頭共へは無断で秘かに小田原へ用問に出向く者無慮数百人と伝えられるほど忠常の人数は高かった。

3 忠隣失脚 忠隣失脚のきっかけになったのは山口伊豆守重信の一件だった。忠隣の妻は山口日向守康成の娘で、忠隣は岳父である川家成の息子子伊豆守重信と嫁した。秀忠は川家成の縁組を断った。...

「賢者は過去を明らな思い出を想起し感謝する。愚者は過去の暗い思い出に犯され、それを愚痴る。」 無能唱之 「人間の魅力の発露法」

「賢者は未来について明るく希望をもち現在を楽しくする。愚者は未来について暗く不安感を抱き、現在を苦しまる。おまへ人間は、すべて時々刻々、その時そのときを生きているのである。だから、いまも、そのとき現在が生きているのを感じ、一杯に生きていければ、その連続として生涯が楽しく幸せな人ということになる。」

「賢者は未来について明るく希望をもち現在を楽しくする。愚者は未来について暗く不安感を抱き、現在を苦しまる。おまへ人間は、すべて時々刻々、その時そのときを生きているのである。だから、いまも、そのとき現在が生きているのを感じ、一杯に生きていければ、その連続として生涯が楽しく幸せな人ということになる。」

「賢者は過去を明らな思い出を想起し感謝する。愚者は過去の暗い思い出に犯され、それを愚痴る。」 無能唱之 「人間の魅力の発露法」

「賢者は未来について明るく希望をもち現在を楽しくする。愚者は未来について暗く不安感を抱き、現在を苦しまる。おまへ人間は、すべて時々刻々、その時そのときを生きているのである。だから、いまも、そのとき現在が生きているのを感じ、一杯に生きていければ、その連続として生涯が楽しく幸せな人ということになる。」

「賢者は過去を明らな思い出を想起し感謝する。愚者は過去の暗い思い出に犯され、それを愚痴る。」 無能唱之 「人間の魅力の発露法」

「賢者は未来について明るく希望をもち現在を楽しくする。愚者は未来について暗く不安感を抱き、現在を苦しまる。おまへ人間は、すべて時々刻々、その時そのときを生きているのである。だから、いまも、そのとき現在が生きているのを感じ、一杯に生きていければ、その連続として生涯が楽しく幸せな人ということになる。」

「賢者は過去を明らな思い出を想起し感謝する。愚者は過去の暗い思い出に犯され、それを愚痴る。」 無能唱之 「人間の魅力の発露法」

「賢者は未来について明るく希望をもち現在を楽しくする。愚者は未来について暗く不安感を抱き、現在を苦しまる。おまへ人間は、すべて時々刻々、その時そのときを生きているのである。だから、いまも、そのとき現在が生きているのを感じ、一杯に生きていければ、その連続として生涯が楽しく幸せな人ということになる。」

税の歴史から

鎌倉雑記

本年六月二十一日早朝、七ヶことに質素で質実な印象を受け月間のオーバホールを終えた。その北条氏も元寇の恩賞を米國海軍リゲード艦「ユエ」と十分与える事が出来なかったことスエス・フランス・ハモンと等が原因を為してぐらつき始「D」が日本の伝統的宗教である。北条氏は「神道」によってお清めの神事を受けた。...

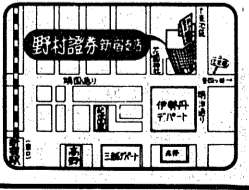
郷に入らば郷に従えという諺通り、八幡宮に航海安全を祈ったわけである。私は日本の伝統文化を重んじたこの艦長に好感を持った。鎌倉といえは先陣発掘中の御成小学校の敷地から祭木簡が出土して注目された。...

今まで鎌倉は頼朝が再府を開くまで片田舎であったといわれていたのが覆ったわけである。この御成小学校は御成といふ言葉からも推定される通り、もと鎌倉時代には今の裁判所にあたる問注所が置かれていた。...

北条氏は政権を取るまでは、強引な向か暗い感じを受けるが、取ってしまった後はま

Table with columns: 期間, ④扱いのお手取り分配金(年利9%), 35%分離課税のお手取り分配金. Rows: 1ヶ月, 2ヶ月, 3ヶ月, 4ヶ月, 5ヶ月, 6ヶ月, 7ヶ月, 8ヶ月, 9ヶ月, 10ヶ月, 11ヶ月, 1年, 1年3ヶ月.

年5.0~5.5% 年5.475% (6月1日現在分配率) お好きな期間、1ヵ月複利でぐんぐん大きくふやせますから、④扱いはもちろん、③枠がいっぱいで課税扱いにしても、ふえ方はダイナミック。必ずご満足いただけます。



野村證券 新宿支店 郵便番号 160-91 東京都新宿区新宿5丁目17番9号 (三光町交差点カド・伊勢丹ソバ) 電話 東京 03(205)1001(代)

野村證券 (野村)の中期国債ファンド お気軽に来店ください。 「初めてのお客さまコーナー」開設! ■お電話でのお申込み・ご相談は……(03)205-1001(代)

★一局複数会制の
早期実現をはかる

★税理士会の
正常化をはかる

第一税協

右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5-18-3
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話 (816) 3346
発行人 下田友吉(1部 100円)
編集人 岡田一馬(年極 1,000円)
会員の購読料は会費に含む

主要目次

一～二頁…年頭挨拶
三頁…年頭挨拶、商法改正問題と税理士会、西日本税理士会の動向、税政連の活動から
四頁…歴史考察、税の歴史、銘語録
六頁…年賀名刺広告

明けましておめでとうございませう。本年も第一税理士協議会のために、おつきなご援助の程お願い申し上げます。

今年の日本経済は急激な高インフレーションに陥り、多くの企業が倒産を相次げています。われわれの税理士業務は景気の変動には影響の比較的小さい業種ではあります。不景気による税金の減収をカバーするために、繰越欠損金の控除停止など、さまざまな新しい税制改正が行われようとしており、業務運営に緊要の転換が必要となつていっていると考へます。その一は税務対策に長期的思考の必要、その二は税法改正に対する迅速な情報の収集、その三は税務調査方法の動向であります。

第一税協は衆知を集めて努力し、会員の先生方にこれらに対する具体的なサービスの提供を怠りません。

次に公認会計士にとつても税理士にとつても本年の最も大きな課題は商法の改正問題であります。反対派も賛成派も決定打が打ち切れないままに事態がシワシワ



年頭所感

第一税理士協議会
会長 下田友吉

と言側志向の方向に進んでいるように思われてなりません。総論賛成各論反対なのか総論反対各論賛成なのか、立て前と本音があるのではないのか、まことにつかみきれないのがこの商法改正問題であります。第一税協としても独自の考へで、具体的な運動に突入する段階ではなく、日本公認会計士協会の指導を待って動くべきであると考え、満を持して行っているのが現状であります。

次に、第一税協の昨年の課題は会員の増強と財政基盤の確立であります。このことは役員会が声



近税研の現況

近税務研究会
会長 近 裕正雄

去る十一月二十五日、近畿会事務局長に、近畿税研の理事を臨時に招集し、新しい年(新年度を含めて)の基本方針を次のとおり、決定しました。

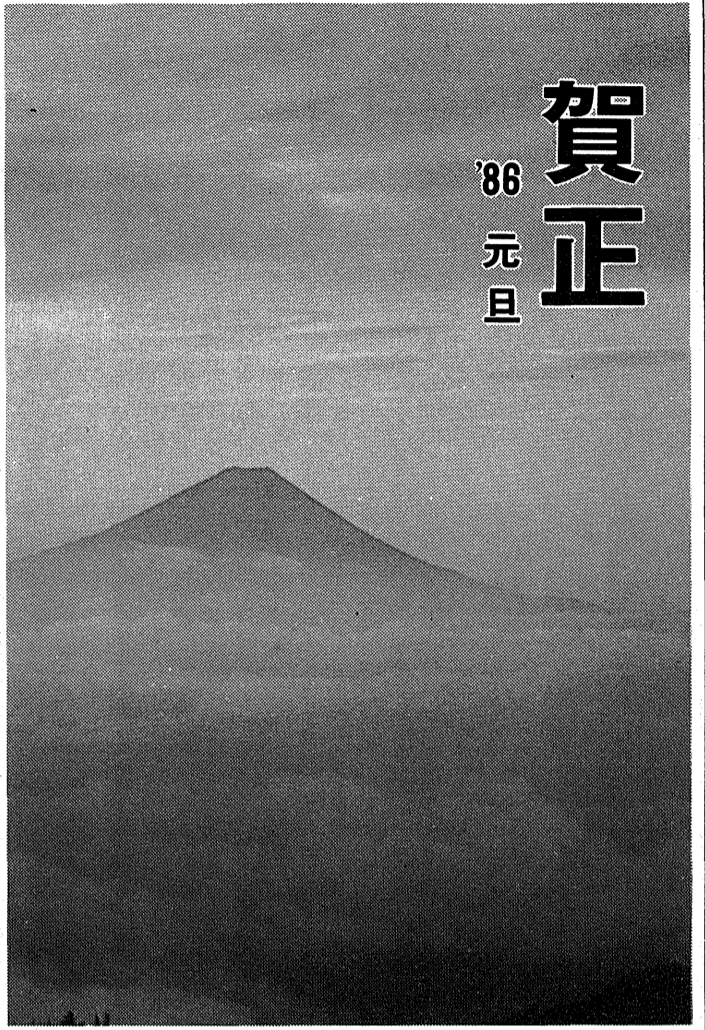
第一に、第一税協との連携につ

いて、近税研は、専ら研究団体と活動しており、政治活動は、すべて第一税協に委せきりである。今後は、第一税協の機関誌を、会員各位(三三〇名)に配付する。よ、新年度から予算措置を講ずる。

第二に、協会活動における京滋・兵庫・近畿の三会の連携につ

いて、近畿会の税務委員会の月例研究会に近税研から研究員を参加させる。

第三に、会員増強について、税務資料の良いものを会員に配付し、



賀正
86
元旦

会の活動をPRし、若い人の入会を勧める。

第四に、来年度の研究行事について、一月 税務相談室の事例公開(大阪国税局 担当官) 三月 印紙税(担当官・一般公開) 六月 調査部の事例研究(調査官・会員の多) 十一月 資産税事例研究(協会・近税研 共催)

以上のようなことで、第一税協の会報を近税研の会員に配付することとします。よろしくご協力をお願いします。

商法改正問題も、大小会社区分立法というイメージから、税理士・会計士の垣根問題のような、いまわしい領域問題に発展してきた感があります。監査が調査に名称が変っても中味は同じか否か、安くて簡便な保証行為が可能かどうかに論点が絞られてきたようであり、現在の小規模会社に監査がないという社会制度は、それらの会社の財務諸表が不確実なものであるという保証をしているようなものであり、与信者は、各自が自らの工夫で調査を行っている実情を、簡易制度を導入することで、これらの諸表の安全性を制度として保証することになれば、財務諸表の危険性が野放しになるように思えてならないのであります。

江戸の川柳に、酒は飲みたし酒屋は復たし、起きている酒屋にや借りがある。 というのがあります。これを監査にあてはめると、監査を受けたいし、報酬安し、はすむ会社とや穴がある。これは監査人の立場から、監査を受ける会社からは、監査を受けたいし、報酬高し、安し先生、腰がない。 というようなものであります。

いずれにしても、第一税協は複数税理士会の基本方針(現在は一局一会)の下に生れた会であり、近税研は税理士会在籍の公認会計士による研究団体であり、一朝有事などは、会計士協会の政治活動の一翼を担うことは確実な団体であるのですから、東西相呼応して、所期の目的を達成すべきであると考えています。

今後の会員諸兄のご健闘を祈る次第です。



新年 '86 謹賀



51.4° 自然の生命力を持つウイスキーです。



静まりかえった森。
圧倒的な水量を運んでいく河。
群れをなして咲きほこる花。
ただ、転がっているたの岩。
自然は、黙した時に一番の生命力を発する。
モルト原酒とカフェグレーン。
二つをブレンドし再貯蔵した樽から、
そのままのアルコール度数51.4°
いままでにない重厚な香味がひろがる、
「ニッカウキスキー・フロム・ザ・バレル」
沈黙の樽(バレル)から香り立つ生命力。
未体験の贅沢は、自然から生まれる。

新発売
樽からそのまま、51.4°
NIKKA WHISKY FROM THE BARREL
フロム・ザ・バレル
2,800円(標準小売価格) 500ml・ウイスキー特級

NIKKA WHISKY



発想の転換を

税理士21世紀の会
会長 大竹浩司

謹んで新年のご祝詞を申し上げます。第一税理士協会の役員、皆様の皆様には佳い新春をお迎えなされたこと心からお慶び申し上げます。また税理士21世紀の会の設立とその後今日まで、当会発展のため、惜しまないご指導、ご支援を賜り、そのご厚情に對しまして、この機会をお借りして厚くお礼申し上げます。

今日、税理士業界は、制度、業務、体質において大きな転換を迎えていると思えます。

先ず税理士制度につきまして昭和二十六年、シャープ税制と相まって税務代理士制度から

門家から、更に大きく転換していく必要があると思えます。このようにあらゆる面で情勢が変化しつつあるとき、全国の中核である東京税理士会のなかに、税理士法第一条の使命を正しく認識せず、否定されていくことになりかねません。この変化する情勢に、税理士業界は到底対応できません。

幸い税理士21世紀の会は、貴会はじめ友好団体に支えられ、また良識ある同業の税理士各位が相集り結束してこれらの問題解決に当たろうとしていることは同様にたいせえせん。

今後とも一層のご指導、ご支援をお願いいたし、ご挨拶に代えてさせていただきます。

新年のごあいさつ

税理士桜友会
会長 宮崎巖

第一税理士協会の皆様あけましておめでとうございます。

下田会長はじめ皆様には佳い新春をお迎えのこと心からお慶び申し上げます。旧年中は一方ならぬ指導と交誼を賜りまして誠にありがとうございました。税理士桜友会を代表して厚く御礼申し上げます。

毎日新聞夕刊で面白い記事に接しました。中世ドイツの諸藩藩守前の城に對し、敵方の王が女性を解放するの大事なものを持つて城を出るよに呼びかけた……「するとたんの女性たちはみんな「夫を背負って」城を出たとかで、仕事でもこの話があるよ

うな精誠破りの発想が必要、またそんな新し発想を受け入れられる会社であつた」と、松下電器産業社長山下俊彦さんの年頭訓示の一節が紹介されておりました。さすがと申すまいか、一流企業はの首脳者にしての柔軟性、深い感銘を受けました。

財政再建、貿易摩擦、円高問題等々、何をなすもむずかしい問題ばかり、本年の経済見通しも明るくはない様でございます。

然しながら考えよ。よによって、世界的に不況の中で吾が国は、國債の発行を減額しつつ、一応の安定成長を維持している。こんな狭い国土で資源のない国で欧米

年頭に思う

社団法人全日本計理士会
会長 中西豊平

明けましておめでとうございます。新春を迎えて皆様のますますの健康とご多幸をお祈りいたします。

また平素は格別のご厚誼を戴き、年ごと交流が深められていることに対し心からお礼申し上げます。

最近の経済情勢をみると円高定着傾向の影響が、徐々に浸透を

質的な購買力が伸びることに望みがかけられています。いずれにせよ本格的に弱く中小企業に被害を及ぼすことが心配され、そのなかで戦後税制の根本的改革は昭和六十二年に先送りされたものの、昨年十二月十四日、欠損法人の新規課税を自民党税制調査会正副会長が決定し、欠損法人の増税が具体化されようとしています。中小企業の経済活動の活性が一層阻害されなかつたら、欠損法人に対する課税理論の研究が急がれます。

税理士業界をみますと、第三回税理士実態調査の結果によると、前回の調査に較べこの十年間で一万六千八百五十九パーセントもの税理士が増加し、反面関与件数は一一・九件も減少をみています。この傾向は今後ますます強まると思われ、企業数の増加より税理士の増加率が上回る現象の定着によって、将来ますます税理士浪人を生み、またこれからの税理士を自守する者たちが魅力を失なわせるのではないのでしょうか。また最近過当競争の声も聞かれます。このまま放置すれば税理士制度そのものを危うくしかねません。

近時関係各業界で最も関心を持たれているのが第三次商法改正問題です。なかでも簡易な監査(調査)制度の導入と専門家による監査(調査)制度の創設に對してはこれからの正念場を迎えることよつて賛否、修正などの意見が表面化すると思ひます。しかしながらこれらの構想は第一次商法改正の際に、既に大蔵、法務の両省間で大枠が考えられていたわけで、関係業界がこれを単に職域問題と捉えて論争したのではなかなか解決しないと思ひます。何故なら限定された土壌のなかで、一方が領域を拡げれば相手は領域が狭められると認識し、論争の発火点にこそなれ、例え妥協による一時的な解決があつても本格的な解決にはならず、常に火種が残されるからです。職業会計士の長い歴史を顧みますと論争に浪費されたエネルギーは余りにも大きくそれにもかかわらず結果はさきに述べたとおりです。そういう苦い経験が反省となつて、わが國職業会計人制度の根本の見直し論が東京・大阪を中心にたい頭しつつあることも見逃がせません。私は第三次商法改正の構想のなかに、見方によつては、そのような示唆が含まれているように思われてなりません。

21世紀は青年の世紀

税理士清流の会
会長 中村弘

新年明けましておめでとうございます。第一税理士協会の諸先生にはお元気で新しい年をお迎えのこと衷心よりお喜び申し上げます。いつもいつもお世話になりつづけておりましたが、今年は勢いの盛んな象といわれる丙寅の年でございますので、今年こそ、税理士清流の会として何らかの具体的な活動を示し、諸先生のご期待に添えなければならぬと決意を新たにしている次第であります。

思えば税理士清流の会は、わが國税理士界の中で、いずれの会派にも属さぬ、またいずれの会派も超越して小異を捨て大同につくことが大切であるとして、昭和三十三年に設立され、昨年六月四日に税理士清流の会二十周年を祝ひま

した。しかし私どもの力不足で、歴史は古くてもいつまでも小会派のままです。時に大きく羽博きたいと、大組織に衣替えすることを諸先生にお呼びかけしたこともありました。志を得ないままに推移してまいりました。

そこに登場してきたのが「税理士21世紀の会」であります。いわば私どもも税理士清流の会の設立の理念とも共通し、また二十年の間終始諸先生に訴え続けてきた夢の大組織が実現したわけですね。

税理士21世紀の会の場合、近視正風会のような団体加盟方式を採用せず、あくまでも個人の意志で入会して頂くことを待っておりまして、今のところ五百名ほどの会員ですけれども、その理念においては、21世紀に雄飛できる理想

的税理士像・税理士界の確立を標榜して小異を捨て大同につくわが國の心ある税理士の大団結をめざしておりますので、これより大きな組織はないわけですね。必ずや五千名の近視正風会と同様なまでに発展することを期し、やがて東西呼応してバラ色の税理士21世紀を呼べるものと信じております。

特に21世紀は青年の世紀です。ほとんど税理士が増えおられますのに、税理士業界はそれに対応できる体制とはなっていない。青年税理士の諸先生こそ、税理士21世紀の会に入会して頂いて21世紀を展望されるよう念じてやみませぬ。税理士清流の会と致しましては、今年も税理士21世紀の会の青年部の強化に特段の努力を傾注することを志願している次第です。



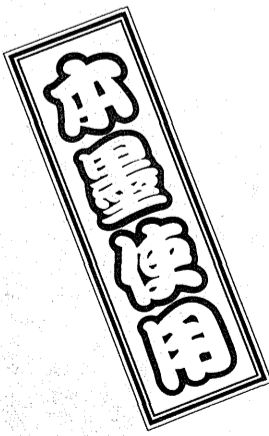
新年 '86 謹賀

水に流れず、筆文字あざやか。

ピグマ筆ペン

- ピグマ筆ペンツインタイプ太字(軟)細字(軟)黒……………¥300
- ピグマ筆ペンツインタイプ太字(軟)細字(硬)黒……………¥300
- ふちどり極細&ピグマ筆ペン細字(軟)黒ツインタイプ……………¥500
- ピグマ筆ペンミニタイプ細字(軟)黒……………¥200

- 本墨(カーボンブラック)を使用しています。
- 水に流れない耐水性です。
- 日光に長時間さらされても変色しません。
- なめらかな毛筆タッチの書き味です。
- 感熱複写：製版に最適です。





年頭の辞

東京税理士会
会長 服部 徹義

昭和六十一年の新春を迎え、第一税理士協会の会員の皆様へ心からのご挨拶申し上げます。昨年中は東京税理士会会務運営に当たり、特段のご理解と協力を賜り厚くお礼申し上げます。特に五月に行われた役員選挙におきましては、私をはじめ全役員が無投票で選任されましたが、本会役員選挙史上初めての出来事であり、このことは会員の東京会は一文化で会務に精励してほしいという要望と受け止め、重要課題が山積するなかで「融和と団結」を旨とし、皆様のご支援を得て会務を執行することができました。しかしながら、低迷を続ける

日本経済を反映してか、税理士の業務を取りまき環境は依然として厳しく、会員の業務拡充策の強力な推進が求められます。とりわけ第三次商法改正は、税理士業界にとって焦点の問題であります。昭和六十三年春の国会成立を目前と見れば、法務省では、昨年九月二十五日、法制審議会商法部会において、商法改正の青写真とも言える、商法・有限会社法改正草案(参考案)を内外発表しました。この詳細についてはすでに「融和と団結」を旨とし、皆様のご支援を得て会務を執行することができました。しかしながら、低迷を続ける

商法改正問題と税理士会

最近の動きや論調から

周知のように、今次商法改正の焦点である「調査」問題を協議するため設けられた「商法監査問題研究会」(座長・新井清光早大教授)は、第一回を昨秋十一月十三日に開き引続いて十一月二十七日及び十二月十日、十二月二十五日と四回にわたり(社)商事法務研究会会務室において開催され、更に年が明けた一月には二回開催された。同会は非公開であるため審議内容を知らずにはできないが、少なくとも昨年までの段階では、お互いに意見を開陳し合った段階と察されている。聞くところによると、あと二月末までに二回開催が予定されており、全八回で終了し、「調査」に関する何らかの結論が商法改正試案作りに反映するものと見られる。同会は、法制審議会部会鈴木部会長の要請によって開かれることになったものであり、稲葉威雄法務大臣官房審議官は、「計算の明確化・適正化のための措置」に關連して「会計専門家による」監査

また、税理士の代理権確立なくしては、税理士制度の発展は望まざる。行政運用上の取扱いや立法的解釈による改善策など多岐にわたる問題が、本会として意見を取り纏めようとする。以上を以て、会員の資質の向上を図るための研修活動の充実強化、小規模納税者に対する税務援助、会員の在会年数と高齢化が進むなかでの互助制度の改善策、会員の健康管理の諸施策など多くの課題があります。が、関係機関で十分協議を重ね、また予測される難局には学会一致で対処し、税理士制度の発展のため全力を注ぎ、所存であります。以上、本年の事業活動の一端を述べましたが、皆様方のご理解と協力を切にお願いたします。最後に第一税理士協会の益々のご発展を祈念し挨拶いたします。

参考

あなたの会社は第三次商法改正でどうなるか
東京税理士会
法対策特別委員会

東西の税理士会のニュアンスの違いを商法改正への対応の均等化に立って苦慮しているもの、「商法監査問題研究会」の調査成立の方向に期待しているものと思われ、そのことは、飯島信蔵日税連会長が「且下法務省で検討されている中小会社を対象とする会計専門家による「調査」といわれる制度の導入の帰すは、私共の抱く立つ税理士制度の将来を憂する重要な意味合いをもつ」といふ、本家又雄同専務理事が「大きな目で、税理士の制度と、税理士の業務の改革等をよく展望し、特に商法問題等については全員の英知と総力を結集して、対処しなければならぬ」と述べているのを見ても明らかである。この文章自体は抽象的なもので、両者に税理士の役割の論議と結びつけると税理士の期待が看取できるわけ。

東京税理士会法対策特別委員会では旧題「あなたの会社は第三次商法改正でどうなるか」を左の構成で作成し、中小会社へ配布し

た。参考までに全文を掲載してみたい。今回の商法改正は、昭和49年・昭和56年の改正を経て第三次のものといわれ、第二次までの改正が大会社を対象としたのに対して中小会社を対象としている。法務省は昭和60年9月25日に中小会社を対象とした改正骨子を商法・有限会社法改正草案(参考案)として公表した。それによりますと、中小会社は重要な事項に関する公告の方法を官報等に限定されないほか、省略もできることや株主総会、取締役会の招集や運営の手続等を簡素・合理化することも提案されています。しかしその反面で厳しい規制強化も打ち出されています。この規制強化の重要事項にスポットをあててみると、中小会社は概ね次のようになります。これが予想されます。はたして、それでいいのでしょうか。

- 株式会社最低資本制度が導入され、有限会社の最低資本金は大幅に引き上げられることになりそうです。
- 最低資本金は株式会社二、〇〇〇万円程度、有限会社五〇〇万円程度と提案されています。今ある会社については相当程度(三〜十年の猶予期間を設けて)増資することを認めていますが、一定の期間内この基準に充たない株式会社、有限会社は、合資会社等へ組織変更しなさいと解散したものとみなされます。したがって増資できず、最低資本金に達しない会社は合資・合名会社か個人企業とされてしまいます。これから会社をつくらうとする人は株式会社で二、〇〇〇万円程度、有限会社で五〇〇万円程度の資金がなければ会社をつくることはできません。
- 計算書類の商業登記所への公開により乱用される危険はないでしょうか。

すべての株式会社に、貸借対照表・損益計算書を登記所で継続的に公開させることとし、有限会社にも貸借対照表(資本金一億円以上又は負債総額十億円以上は損益計算書も)公開させることが提案されています。これらの公開の結果、親会社からの単価の引き下げ、将来有望視される企業の秘密の漏洩、財務内容の良くない会社に銀行が金を貸さなくなったり、お得意先が取引をやめてしまったりして早期倒産に追い込まれることも予想され、会社経営に様々な悪影響を与えることが考えられます。その上公開に要する費用を負担し、公開しない場合の制裁措置もとられることになりそうです。

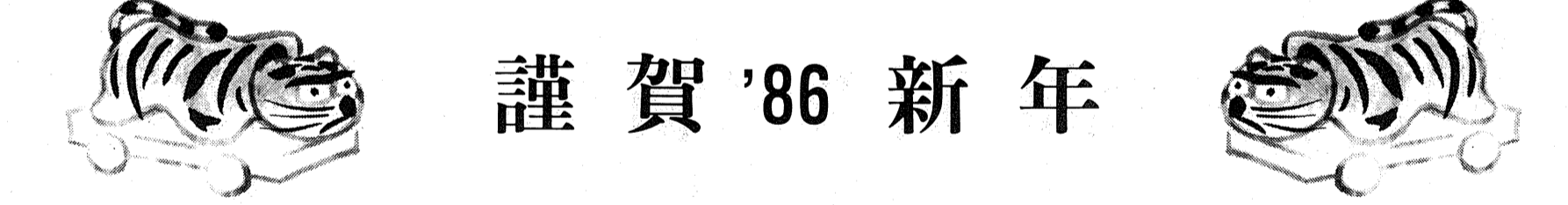
- 専門家による「調査」を強制される相場の報酬を負担することになりそうです。

公開する計算書類は、会計専門家による一定の「調査」を受けなければならぬことが提案されています。(資本金三、〇〇〇万円未満かつ負債総額三億円未満の株式会社は省略できます)。そうしますと例えば、資本金二、〇〇〇万円以上負債総額三億円の株式会社は「調査」を強制され、有限会社は資本金一億円以上又は負債総額一〇億円以上「調査」を強制されることになりそうです。ただし、有限会社でも負債総額一〇億円以上であれば会計監査人監査を受けることになりそうです。また、そうなりますと「調査」や監査を受けるだけでなく、その報酬も相当額支払うことになりそうです。

- 取締役や株主は無制限責任を負うことになりそうです。

計算の公開されていない会社及び会計監査人の監査又は会計専門家の「調査」を受けていない会社の取締役は、会社が負債を支払できず損害を与えたときに会社債権者から損害賠償を請求されることになり、取締役は無制限責任に近い直接責任を負わされることになりそうです。

また、経営に参画している支配株主等(資本金が例えば五、〇〇〇万円以下の株式会社・有限会社において発行済株式総数は資本の二分の一以上の株式・持分を有する株主・社員)は、その支配的地位にある間に発生した未払金給料等につき会社が支払できないときに直接の責任を負うことになり、さらに会社が支払不能になった場合株主(社員)は、過去一定期間内に受けた財産上の利益に相当する金額(一定の理由ある金額を除く)については、債権者の請求により会社に返還せられることと提案されています。したがって、中小会社の経営者には、大会社に比較して厳しい責任が負わされることと予想されます。



新年 '86 謹賀

比べられたし!

●人気の「2001」、5モデルのフルラインで
オフィスコンピュータの価格帯フルレンジに対応。

帰るところ、人間が主役だから。

- ◆統合されたハードが違う。
- ◆統合されたソフトが違う。
- ◆統合されたパッケージが違う。
- ◆統合されたネットワークが違う。
- ◆使い勝手が違う。

新しい舞台だ、OAオフィス。

USAC

2:0:0:1

内田洋行

電子計算機事業部
本社・東京 千104 東京都中央区新川2-4-7 TEL.03(555)4124

(二頁より続く)

ひと言として、北海道会の加藤高正氏は「外部監査導入の問題は税理士業界にとり、過去にも将来にも、こんなチャンスはもう来ないのではないか、この機会を強く持っている。もしの監査が定着すれば将来は会計士の一本化も夢ではないのではないか。そして国民経済の健全な発展に税理士が社会的責任を果たして」と一貫してあり、南九州会の此正憲氏は「これはこれまでの監査を強いられている税理士に、なんで監査ができないのだ。もう少し法務省や学者の先生に、これを認めてもらいたい」と一貫して述べられている。本協専務理事自身、「第三次商法改正の問題は、まず第一に、五十六年の商法特例法の基礎を下げることにについては絶対反対である。これは解

西日本の税理士会の動向

去る十一月一日、玉名市において大阪以西の六税理士会役員五十名による第十回西日本ブロック会議が開かれ、商法問題などが協議されている。大阪以西の六税理士会とは近畿、中国、四国、九州、北部、沖縄及び南九州の各会である。当日は、本協・協同日税理士会理事、佐藤裕吉日税連商法対策委員長を迎え、まず佐藤氏から、昭和六十一年九月二十五日法務省法制審議会資料の「重要問題点について」①最低資本金、②取締役の責任強化、③計算・公開、④会計監査人による「調査」等についての説明がなされた。

「相当の地代を支払っている場合等の借地権等についての相続税及び贈与税の取扱いについて」通達の解説(完)

相当の地代に満たない地代を受受している場合の貸地地の評価(相当の地代通達)

8 相当の地代に満たない地代を受受している場合の貸地地の評価(相当の地代通達)

その貸地地が当該会社の株式が相続税の課税の対象となるものであるときは、別表の算式により計算した金額のうち、自用地としての価額の80%に相当する金額を超える部分の金額は、その株式の価額の評価上その会社の借地権の価額に加算して純資産価額を計算するものとされている。

9 「土地の無償返還に関する届出書」が提出されている場合の貸地地の評価(相当の地代通達)

借地権の設定に際し通常権利金を支払う取引上の慣行のある地域において、権利金の授受がない場合又は特別の経済的利益の供与がない場合において、無償返還届出が提出されている土地について相続又は贈与があった場合その土地の評価については、その土地の

税政連の活動から

税理政治連盟の商法改正に関する動きとしては、まず、十二月六日東京地方税連(浦上清次会長が、横濱税理士会館に、税理士による国会議員後援会の議員の秘書を招いて、主として商法改正問題について説明し、協力を要請している。そこで特に関法特例法一系を基礎の引下げに反対する旨を説明し、秘書諸氏の理解を求めたと伝えられる。

10 相当の地代を引下げた場合(相当の地代通達)

借地権の設定に際して相当の地代を支払われていた場合であって、その後、その地代の額を引き下げたときは、その引き下げた理由に基づき、その引き下げた時に、その引き下げ額に対応する借地権の価額に相当する金額の利益を、土地所有者が借地人が受けたものとして贈与税等の課税の対象とされる。

11 相当の地代を支払っている場合の貸家建付借地権等の価額(相当の地代通達)

借地権者がその借地権の上に建築されている家を賃貸している場合には、その借地権の価額は、その家の賃借人の権利上の制約を受けずに評価されるから、この場合の借地権が前記から10までの該当するものであるときは、それぞれ前記において述べたことにより計算した借地権の価額を基礎として計算するものとされている。したがって、相当の地代を受受している場合又は無償返還届出書を提出している場合には、借地権の価額は算とされるので、その貸家建付借地権の価額も算として取扱われる。

【別表】

$$\text{自用地の価額} - \text{自用地としての価額} \times \left(\frac{\text{借地権割合}}{1 - \frac{\text{通常地代の年額} - \text{実際に支払っている地代の年額}}{\text{通常地代の年額}}} \right)$$



新年 '86 謹賀



切れ味に、技あり。
サンコー彫刻刀

サンコーそろばん 高級木工用品
三貢工芸株式会社
工場 兵庫県・島根県

二たん鋸 6本組 No.560
二たん鋸 5本組 No.550
二たん鋸 4本組 No.540
三たん鋸 5本組 No.230
三たん鋸 4本組 No.240
三たん鋸 3本組 No.250
三たん鋸 2本組 No.260

※プラスチックケース入/バレン/砥石付

サンコーそろばんワンタッチは、その良心的な品質と価格で、発売以来好評をいただいております。

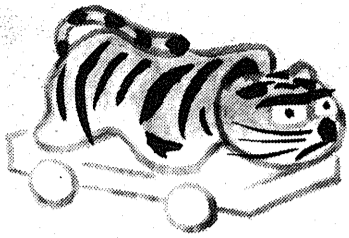
スタンダード型、スピーディー型、エリート型も従来通り取りそろえておりますのでよろしくお願ひ申し上げます。

ワンタッチ

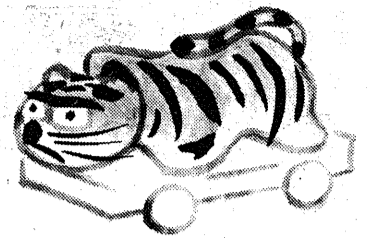
ワンタッチ

定価＝¥5,000～¥20,000、¥30,000～¥50,000の極上品もございます。

本 社 千101 東京都千代田区内神田2-15-12
 東京営業所 千101 東京都千代田区神田司町2-4 TEL.(03)251-1591
 福岡出張所 千811-23 福岡県粕屋郡粕屋町上大隈644-10
 札幌出張所 千061-21 札幌市南区真駒内緑町3-1-37
 緑マンションC405 TEL.(011)583-6725



謹賀'86新年



遠藤 平治 荒川区南平住1-14-13 電話(八〇〇)二二八一	海老 美与治 港区六本木四丁目九番一 ビル七七八六本木公 認会計士事務所 電話(四〇四)〇八九二	岩村 譲一 中野区中野一丁目五八 電話(三六三)一六〇四	市川 隆 国分市西一丁目一〇 電話(四七五)三三三三	磯崎 勝 文京区小石川一丁目一 八〇五 電話(八二五)三四五一	石井 操 千代田区飯田橋二丁目 電話(二六四)四六四〇	池田 洋次郎 北区王子二丁目三十一 電話(九二二)八二二二	飯沼 清夫 足立区梅田七丁目一五 電話(八八七)〇二二四	浅見 孝 中野区上高田四丁目一五 電話(三八六)三六三六	浅井 新平 目黒区中町二丁目三十三 電話(七二二)八七四四
岸本 勝次 台東区台東四丁目一〇七 電話(八三二)二四六一	兼山 金刀園 練馬区上石神井二丁目三 電話(九二〇)八三三四	加藤 隆之 台東区西浅草一丁目六 電話(八四三)〇六六一	長田 邦稲 港区新橋一丁目一三〇 電話(五八〇)七三三四	小川 敏市 台東区三輪一丁目一五 電話(八七三)七六八八	小川 一郎 大田区池上六丁目一九八 電話(七五三)一六二七	岡田 一馬 墨田区立花一丁目三二六 電話(六二二)一八九〇	岡崎 寿士 中野区本町四丁目九一 電話(三八〇)一五五二	大堀 雅三 杉並区梅里一丁目二一五 電話(三二四)四二二二	太田 昌一郎 大田区池上六丁目一八二 電話(七五四)〇〇四二
下道 吉夫 台東区秋葉原六丁目九 電話(五二二)三四七八	下田 友吉 台東区根岸一丁目一五 電話(八七四)七三三七	清水 多四郎 墨田区業平三丁目一〇一 電話(六二五)三九一八	佐々木 秀明 台東区東上野五丁目一 電話(八四二)〇〇四八	三枝 潮 世田谷区豪徳寺一丁目三 電話(四二九)五三八一	斎藤 嘉三 杉並区下井草四丁目三二 電話(三九九)九四六六	倉田 由次 足立区梅島一丁目九一五 電話(八八七)八四五二	久保村 得治郎 板橋区氷川町二丁目八 電話(九六二)二二二〇	窪寺 長治郎 練馬区豊玉上二丁目三 電話(九九三)五三三二	木村 久弥 中央区日本橋人形町 電話(六六〇)三三〇三
高橋 栄吉 渋谷区代々木三丁目五六 電話(二七〇)二四七六	染谷 孝太郎 葛飾区堀切五丁目五〇一 電話(六〇〇)五〇五〇	千正 清夫 中央区日本橋茅場町一丁目 共同ビル八〇三号室 電話(六六八)〇〇五一	関口 秀男 中央区銀座四丁目二二一 上原ビル 電話(五四二)七五六一	住田 光生 中央区日本橋番町一丁目五 電話(四二四)六六〇〇	鈴木 三男 大田区池上四丁目二六一 電話(七五三)七四〇〇	諏佐 市之丞 新宿区西大久保三丁目八五 電話(二〇〇)六二二一	杉村 明 新宿区住吉町一丁目四一四 電話(三五七)五四二一	新保 太郎 新宿区西大久保一丁目九五 電話(二〇九)五六二一	進藤 紀三 新宿区坂町一丁目二 電話(三五三)九四三〇
原島 康雄 江戸川区南小笠六丁目一三 電話(六七三)三二六一	橋本 一雄 葛飾区柴又一丁目九一七 電話(六〇七)二二六六	二村 倍吉 港区西新橋一丁目一八 電話(五〇二)〇八二〇	永島 徳造 豊島区目白四丁目二四五 電話(九五四)〇三三五	中島 育広 世田谷区玉川台一丁目三 電話(七〇〇)三三三三	長坂 利正 練馬区中村北四丁目二四 電話(九九〇)一三三二	土橋 栄夫 渋谷区本町六丁目一〇一四 電話(三七七)三七二〇	寺田 秀一 墨田区横川二丁目二二四 電話(六二六)二二六八	田中 佐門 台東区柳橋一丁目二九七 電話(八六二)〇三九四	高森 利正 江東区亀戸二丁目四一九 電話(六八二)五六三二
和田 新之助 文京区本郷一丁目一〇 電話(八一四)五八九五	若林 恒雄 中央区新富一丁目三二 電話(五五二)八八八八	吉本 與一 千代田区神保町二丁目 電話(二六二)〇三七九	山本 日出磨 千代田区丸の内一丁目二 電話(二八四)一九四二	山本 敏郎 港区西新橋二丁目一〇三 電話(四三三)五五〇四	母家 一郎 江東区亀戸六丁目二八七 電話(六八二)七九六七	三輪 三郎 杉並区高円寺南一丁目一 電話(三二五)三三三三	宮崎 敬之 目黒区上目黒一丁目二九 電話(七九二)三九九一	丸山 修司 北区赤羽一丁目二一三 電話(九〇二)一五三三	松木 正輝 荒川区西日暮里五丁目四 電話(八〇五)三三〇一

水性ボールペンでノック式

軽い書き味に加え、ワンノックで即書き出せる新型水性ボールペン。

しかも超極細の0.2mm。

世界一の細さ、筆記線巾0.2mm(水性ボールペン比較)です。
手帳等、細かい所への書き込みや小さな文字の筆記に最適です。

●上 ノック式水性ボールペン2,000円 ●下 シャープペンシル(0.5mm)2,000円

男の筆記具 — ROLLY —

ROLLY

ノック式水性ボールペン
ダブルノック式シャープ

ペン株式会社 〒103 東京都中央区日本橋小町7-2 TEL: (03) 667-3331 (大代表)

歴史 考察

徳川家臣団

石川数正

1 石川数正の経歴のあらまし
安土桃山時代の大名。与七郎、伯耆守、出雲守、のちに康正、吉輝、簡三と号す。右近大夫康正の子。永禄十年(一五六七)、家康が徳川軍団の再編成を行った時酒井忠次と並んで惣先手侍大將となり、忠次は東三河の、数正は西三河の旗頭となる。小牧・長久寺の戦いにおける数正は従って、忠次と共に八両家老と呼ばれ、徳川家臣団中の双壁と並び称せられる地位にあって、のちに三傑とか十六将と呼ばれる功臣達よりは一格上の存在であった。それなのに天正十三年(一五八五)十一月十三日、突如、三河譜代相伝の主君家康を捨てて秀吉の許に走った。これは徳川家臣団中唯一人であり鳥居元忠などは逆の意味の異色の存在であった。徳川家臣団の範疇に入らないのかもしれない。何故離反したのか、その真相に諸説あり、秀吉の外交戦の勝利とみるのが一通説になっている。天正十四年正月和泉国十石(不審あり)を与えられ、九州・小田原に從軍のち十八年七月信濃国松本城主(八万石)、文禄元年(一五九二)三月肥前名護屋に出陣、同年未了した。享年は不詳である。

2 抜群の外交の才
それにして、三河譜代衆の中における数正の武勲は赫々たるものがあつたといわれる。
天文十八年(一五四九)、松平元康(家康)が岡崎から駿府へ入質として送られた時に隨行した。永禄三年(一五六〇)五月十九日の桶狭間の合戦で今川義元が戦死、家康は岡崎城に帰って織田方と戦い、永禄四年(一五六二)二月の石ヶ瀬合戦で数正は先懸けとなる。この戦いの直後から織田・松平の紛争について、信長と家康を和睦せしめた。彼は松平方の外交官として織田方の蒲川一益と鳴海で会見、尾張と三河の国境を固定し、永禄五年一月家康が清洲に赴いて信長と同盟を結んだ清洲会盟の基礎を築き、外交的手腕をまず認められる。当然、駿河の今川氏真とは敵対関係となり、氏真の手に入質自然となつていた家康の嫡男信康に危険が迫つた。その信康を数正は得意の外交交渉で人質替えをさせ、奪還して行く。当時徳川軍団は武者ばかりだったから、外交官としての数正の存在は貴重なもので、彼も燃やした。

3 石川数正の真面目
永禄十年(一五六七)十一月数正は忠次と並んで惣先手侍大將となり、同十二年叔父家康に代わつて西三河の旗頭となる。以降、忠次と並び軍事・外交・内政の各面にわたり家康の重臣として活動する。天正十年(一五八二)本能寺の変直後の家康の伊賀越えでも行動を共にし、翌年五月、家康の使者として近江坂本に赴き、羽柴秀吉の越前北庄での戦勝を賀した。十二年小牧・長久寺の戦いで小牧山の陣を守り、次いで前田城を攻略して戦功をたてた。
小牧・長久寺戦では家康は、秀吉に対して一歩も退かず、長い戦い合ひとなつた。十月、両者は軍を引き揚げ、十一月、秀吉は織田信雄と単独講和した。それと同様な条件で家康とも和睦しようとしたが、家康は応じなかった。有利な条件で家康と和睦するのが不可能とわかつた秀吉は、家康から信雄を切離したように、家康に同調する各地の有力者を、一人一人つぶして、家康を孤立させる作戦に出た。天正十三年、紀伊の根来・雑賀の一揆を殲滅。四国の長曾我部元親を降し、越中の佐々成政も降伏させ、信濃の真田昌幸を懐柔して味方につけることにより実質的に家康を孤立に追い込み、七月には関白にもなつてゐる。いわば小牧山の陣は、野戦で徳川軍に軍配があつたが、結局は秀吉の外交戦・心理戦を含む総合戦略の前に家康が屈伏した形となる。しかも、こういふ情勢の中で秀吉は、家康の重臣中の重臣・石川数正を

引き抜いたのである。
小牧の陣の終末曲折の中に、前年の十月に、家康の第三子於義丸(秀康)が養子として秀吉の許に赴くことがあり、その際数正は過子康長、第三子康勝をしてこれに従ひ大坂に行かせていた。秀吉はまず数正を上落させ、数正を通じて家康の上落を求めて来た。数正は天下の情勢を説いて家康に諫言したが、家康及び三河譜代衆は長久寺の戦勝の自信から承知せず、和議を唱ふるのは数正独りだつた。天正十三年十一月十三日、数正は城を動めていた岡崎城を出奔し秀吉の許に走つた。つまり小牧山の陣の軍事的緊張はこの時期まだ続いていたわけであつて、完全に緊張が解けるのは、天正十四年(一五八六)五月の秀吉の妹朝日姫と家康の結婚。十月の秀吉の母大政所の人質問題を逐て漸く家康が上落、秀吉に臣従した時である。従つて数正離反は秀吉の外交戦・心理戦の裏の一つといわれ、既に小牧山の陣中、秀吉への奇襲を策す酒井忠次に反対しているのその時既に秀吉に内応の意があつたといわれるが、真因はわからない。一説には、わざと秀吉の腰に入り、秀吉軍の内実を家康に知らせたためだといふ、うがった見方もある。

4 関東の立小便
しかし数正出奔による家康のシヨックと徳川軍団を率けての周章狼狽ぶりを見れば、それはうがち過ぎかもしれない。むしろ家康は三河軍団の戦術軍法が秀吉に簡抜けになることを恐れた。それは他ならぬ数正が中心となつて作つたものだからだ。そこで家康は急遽武田の遺臣を召し抱え、武田家の軍法を加味した徳川軍団を再編成してゐる。人員も三河武士団に駿遠甲信四国の人を加えた大膽な軍団に発展させたといわれる。
天正十八年(一五九〇)四月、秀吉は小田原城を囲んだ。これによつて秀吉は最後に残された関東と

この時から家康は、いきり立つ家臣を押し、江戸を中心とした兵農分離の徳川政府の構想を描いてゐたといわれる。そして家康は「実は数正は家康のスパイである。いかなる理由があつても、三河譜代の重臣が違背するはずがない。彼は秀吉の側近になり、内側から秀吉方の切り崩しを図つてゐる」といふ流言を陣中に放つたのである。七月の小田原落城後、秀吉は数正に信州松本城一万石を与え、家康の謀略に秀吉は翻弄されて数正に疑心暗鬼を抱き、徳川家臣ばかりでなく豊臣家臣も猜疑の目で見るようになり、結局数正は、門を閉じて居る身分となつた。秀吉と家康の権謀術数の機軸者だつた。(税理士・今村秀夫)

銘語録

銘語録
ボケが問題になるのは、記憶力が薄れるからだけではない。価値判断力、理解力といった高度な機能が障害を受けるからだ。高島博

NONSTOP
さよって記憶がすっかりして、何かものをしていて次の事に移る前や、だたら、どしと大切なことは深い関心を示し、時によつては記録をすることを記憶をハッキリさせることは可能である。

この本にも書いてあるが、「人間の心の活動」といふのは、なにも記憶力だけだつてはありませぬ。総合判断力、自由決断力、価値判断力、想像力などを総合して評価されるべきものであります。」と、「ボケの定義を、知、情、意の精神機能が優さず、その人の人格が容容して、家庭生活や社会生活に支障をきたすような状態」と言つてゐる。又、さらに積極的「忘れる」といふのは、寛容になる、人間の幅が広がることでもあり、人間の懐が広くなることでもよいでしょう。それは発想に柔軟性を持たせる条件でもあります。」と述べてゐる。これも、相手はそのことを忘れないのは、関心の深い

税の歴史から

熱海夜話(その一)

熱海夜話(その一)
徳川家康は慶長九年に頼宣等連れて京に上る途中、熱海に十七日間滞在したといわれてゐるが、家光は熱海に御殿まで作つていたが遂に一度も使わなかつた。

この人車鉄道は、トロッキに屋根をつけた様な四人乃至八人乗りの車を二人で押しで行く珍らしい鉄道であるが、坂道で動けなかつた時「下等の方は降りて押し下さい」といふたとかつた長柄のひしやで轆で作つた人車鉄道敷設が現存している。これによると「御懸下伊豆人車鉄道敷設の権限を譲り、これに力御免の特権を与えられたが、これなにも一種の租税という書き出しで、浴客は増加した。この人車鉄道は、相州小田原駅より熱海までは船で送られた。享保十一年から八年間に三千六百四十二輛、天明四年から二年間に二百二十九輛を送つたといわれる。こうなると一般の町人も人車を通す便を開いたが、どうも新線路が必要である。天保三年に発刊された熱海温泉図彙には大湯の権略として温泉に三十日ほどひたしたる樽をたいてとして、「官地官林のたくわえおきて、これに大湯の買上げと払下げ、一、民有地の政府によくみだてをつめる一樽の代銀船の買上げと払下げ、一、新道及ちんども銀五匁にて江戸日本橋停車場倉庫等に属する一切の土地にいたる」と記してゐる。江戸の風呂屋も十三軒程が熱海から温泉をとりよせていたといふ。熱海は今でも、新幹線が敷設するまで、東海道線は国府津行を禁止すること。

工事概算の合計は三千万円、損益概算は一年間の乗車料収入が四万三千二百五十二円五十五銭、営業費は二万六千八百円、差引二万七千七百七十一円五十五銭、この内利益金の一割を熱海間約四時間、明治四十年から大正十二年までは郵便鉄道この機関車は今熱海駅前に置か

のむらの 中国ファンド

お気軽にご来店ください。
「初めてのお客さまコーナー」開設!
■お電話でのお申込み・ご相談は……(03)205-1001(代)

1ヶ月 44,461円
3ヶ月 128,889円
6ヶ月 269,424円
1年 546,111円
1年定期 5,000円

ふやす期間はあなたのご自由。(お引き出し自由)

●30日経てば、いつでも手数料なくて、お申し出の翌日お金が引き出せます。
●お申し込みは10万円以上1万円単位。
*お申し込みの際は、受益証券説明書をご覧ください。
*発行・運用は野村投資委託。

野村証券 新宿支店
郵便番号 160-91
東京都新宿区新宿5丁目17番9号
(三光町交差点・伊勢丹ソナ)
電話 東京 03(205)1001(代)

★一局複数会制の
早期実現をはかる

★税理士会の
正常化をはかる



右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5-18-3
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話 (816) 3346
発行人 下田友吉 (1部 100円)
編集人 岡田一馬 (年極 1,000円)
会員の購読料は会費に含む

主要目次
一頁…税理士会は違法な政治活動を止め姿勢を正せ
二頁…歴史考察、税の歴史、銘語録

税理士会は違法な政治活動を止め姿勢を正せ

去る二月十三日、熊本地裁より被告南九州税理士会にたいしてなされた政治献金をめぐ
る判決は、南九州税理士会だけの問題とは考えられず、日本税理士会連合会(以下日税連)、
全国各税理士会及び税理士会各支部、末端会員に、さまざまな影響を与えることになる
と思われる(前号にもこの問題に対する記事を既報)。本号では、再びこの判決の内容の中心
をなすものは何かを検討しつつ、更に、今後いかに公認会計士である税理士は対応すべき
かを考えてみたい。

税理士会の政治献金は民法、 憲法違反

今回の判決の中心は、公益法人であり且つ
税理士の強制加入団体である税理士会が特定
政治家・政党に政治資金を寄附することが会
則の目的に照らして正しいかどうか、という
ことであり、そのことを第一に挙げる。

民法四三三條は、法人の権利能力、行為能力
を規定し、目的の範囲内において権利を有し
義務を負う旨定めている。日税連及び各税理
士会は会則二条には、目的として「税理士の
使命及び職責にかんがみ、税理士の義務の遵
守及び税理士業務の改善進歩に資するため
…会員に対する指導、連絡及び監督に関す
る事務を行い…登録に関する事務を行うこ
とを目的とする。」とある。

この目的をみるかぎり、税理士会は、政治
的には中立であるべきであることは明白である
し、また会員は間接とはいえ強制加入団体で
あること(昭和五十五年改正で登録即入会の
直接強制加入団体となった。)を考えると、税
理士会が政党や特定政治家の後援会に政治資
金を寄附することは目的の範囲内に含まれない
ということである。

次に、憲法一九條の思想及び良心の自由は
これを侵してはならないという条項にたいし
ては、税理士会が会員の政治的信条が各人各
様であることを無視して、特定の政治的信条
を信奉する団体である政党や特定政治家の後
援会に政治資金を寄附することは税理士会の
政治的信条に反対する者の信条をふみにじる
行為で、税理士会に期待、要請されているも
のとはいえないとしている。

以上を要約すると、強制加入団体である税
理士会は公益法人として政治的には中立であ
るべきで、目的範囲外の行為はしてならない
し、様々な会員の思想、信条は尊重して多数
決によってこれを侵してはならないというこ
とになる。

日税連は政治活動から手を引き、 政治資金の支出をやめよ

まず、日税連は今までの政治運動を行う体
質を改め、運動をやめることが必要と思われ
る。また、日本税理士政治連盟との関係で政
治活動の資金と思われる一般会計の特別対策
費として、連年数千万円の額を支出している
ことは判決の趣旨に照らしておかしいと言わ
ざるをえない。この支出は今後直ちに止める
と同時に、過去の支出にたいしては執行部は
その責任を猛省し、何らかの措置をとるべき
である。

今回南九州税理士会の一審敗訴にたいし
て、南九州税理士会を全面的にバックアップ
し控訴に踏み切らせたことも、日税連の立場
を何んとかこれを糊塗しようとの意図と受け
とれる。言ってみると反省の色もなく、今後
共今までも政治活動を行う意志とみるこ
ともできる。この判決がでた以上、謙虚にこ
れをうけて、税理士会本来の趣旨に沿って会
員全体のため努力すべきではないか。

税理士会の税理士政治連盟拠出金 を停止し、えりを正せ

東京税理士会の決算額の中には、昭和五十
七年度まではずっと日税連への法対策特別会
費約二千万円弱、その外に各年度及び現在も
東京税理士政治連盟等拠出金として老千八百
万円を支出している。これはまさに違法行為
と言わざるをえない。税理士会は現在税理士
法によって原則として一局一会制となってお
り、しかも昭和五十五年税理士法改正で登録
即入会という全くの強制加入となった。した
がって税理士業務を営もうとする者は、好む
と好まざるにかかわらず、登録すると同時に
に税理士会に加入しなければならぬことにな
る。

現在の税理士の資格取得の様子はきわめて

複雑で、公認会計士、弁護士、試験合格者、
計理士出身、税務官庁出身、大学院修士課程
修了者等々である。したがって思想及び利害
も種々であるため、一国税局管内一税理士会
という原則そのものが無理があり、しかも東
京のように一単位会が一万数千人になるなど
単一税理士会の会員にたいする統治能力その
ものが限界を超えている。

このように考えていくと将来はどうしても
税理士会は、一国税局管内一税理士会の原則
を緩和して、一国税局管内に複数の税理士会
を認め、会員からどの会に加入するかを選択
を認める、会員からの会に加入するかの選択

単位税理士政治連盟は任意加入の趣旨を生かし、 会費の強制徴収をしてはならない

次に、東京での税務署の管轄区域毎に税理
士会の支部があり、またその支部単位に単位
税理士政治連盟を組織している。さらにその
上部団体として東京税理士政治連盟がある。
本来この政治連盟は任意加入団体であるべき
であるのだが、現在、強制加入の様相を呈し
ている。自分自身、加入したこともないと思
っているのに勝手に支部で決議をして支部会
費の中から年間五千元を単位税理士政治連盟
二千五百円、東京税理士政治連盟に二千五百
円を支払っている所がある。

会員からみると支部入会そのものが、会則
で税理士会に入会した者即支部に所属すると
なっているが、果たして強制的なものがない
かどうか、疑問が残るところである。支部会

公認会計士である税理士は団結して税理士会及び 税理士政治連盟の姿勢を正させよう

現に近畿税理士会で係争中の賄賂性の高い
政治献金に回した会費は返せ、という訴訟に
たいしても、いかなる判決がでるか興味があ
るところである。この訴訟も前回の税理士法
改正に関して大阪の裁判所で審理中で、しか
も一般会計の特別対策費問題もかかえて、日
税連も何とか控訴審に南九州税理士会問題を
勝たせたいところだろうが、なかなか困難と
思われる。

こうした中で、公認会計士である税理士も、
個人個人では弱い立場にあるが、第一税理士
協議会、公認会計士協会地区会を中心として、
今までの税理士会の姿勢を正させて、本来の

をさせることが必要といえる。また、それま
では税理士会としては、会員の利害の異なる
問題は中立を保ち、こと政治的問題には立ち
入らぬことが大切である。

東京税理士会は従来から政治性が強く、商
法改正反対運動等を行ってきたが、公認会計
士である税理士からみると、自ら払った会費
で社会的有用と思われる制度に反対されて甚
だ遺憾といふ言いがたない。東京税理士会
は、先にのべた東京税理士政治連盟拠出金を
直ちに停止すると同時に、政治にたいする中
立を守るようにすることを強く要望する。

政治連盟の会費はあくまで別組織で任意と
いうのなら、一括して支部会費の中に徴収す
ることはやめて、その目的に賛同する会員の
み単位税理士政治連盟に加入させ会費を徴収
すべきである。何度も繰返すが公認会計士で
ある会員からみると、社会的要請である会計
監査人監査拡大に反対し、専門家による「調
査」という、いかがわしい監査に賛成する税
理士政治連盟にたいし資金を拠出することは
どう考えてもできることではない。

正しい税理士会に戻させるためにも団結して
税理士政治連盟にたいする会費は拒否するこ
とにしてはどうだろうか。

さらに日税連、東京税理士会及び各支部の
税理士政治連盟、政党、政治家にたいする寄
附も止めさせることにし、また、公益法人の
税理士会として政治活動は強制加入団体とし
て一切しないことにさせなければならぬ。
このために、それぞれの会に申し入れをする
とともに、どうしても聞き入れなければ、訴
訟に訴えてでも姿勢を正させることにしなけ
ればならない。

